

令和元年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業)

有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する 実態調査研究事業報告書

令和 2 年 3 月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

目次

1. 本事業について	1
(1) 背景・目的	1
(2) 事業概要	1
2. 事業の実施結果について	3
(1) 委員会検討結果	3
(2) 自治体向けアンケート結果	10
□ 調査結果	10
【届出関係書類について】	11
【都道府県と基礎自治体間の情報共有等の件】	17
【虐待案件への対応の件】	18
【事故案件への対応の件】	22
【行政処分の件】	23
(3) 自治体指導監督担当者意見交換会の開催	26
○テーマ1. 設置届出時、指導監督上の事務文書について	26
○テーマ2. 虐待事案への対応について	35
○テーマ3. 施設で発生する事故への対応について	38
○テーマ4. 行政処分の取扱いについて	41
○その他、自治体からの意見の件	44
(4) 「有料老人ホーム指導監督の手引き」増補版の作成	52
資料	53

1. 本事業について

(1) 背景・目的

有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度施行を機に急速に増加しはじめ、平成30年度には約13,000か所まで拡大、さらに年間約1,000か所のペースで新規の届出が続いている。施設の増加に伴い事業は多様化してきており、これに対し地方自治体が果たすべき行政指導上の役割も増大している。

昨年度実施した本事業では、自治体へのアンケート調査等を実施し、委員会にて検討を行った結果、「有料老人ホーム指導監督の手引き」を作成した。

今年度は、前年度の積み残しとなっている課題に取り組み、同手引きの増補版を作成することとした。

(2) 事業概要

①アンケート調査の実施

各自治体（「都道府県、指定都市、中核市」をいう）に対し調査を実施し、老人福祉法及び「有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づく指導監督業務における課題等を洗い出した。また、当該調査に併せて、各自治体の指導監督資料を収集した。

②自治体指導監督担当者意見交換会の開催

全国を5ブロックに分け、各自治体との意見交換を行い、指導監督上の課題等を把握した。

③「指導監督の手引き」増補版の作成

老人福祉法への対応を含め、地方自治体が有料老人ホーム等に対する指導監督の一助として活用できるよう、「有料老人ホーム指導監督の手引き」増補版を作成した。

④事業者向け説明会の開催

当初、東京・大阪会場を予定していたが、委員会での検討の結果、「指導監督の手引き」増補版の完成が年度末に及んだことから、開催を中止した。

⑤地方自治体向けセミナーの開催

当初、令和2年3月13日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス対応のため、開催を取りやめた。

⑥委員会の設置

上記事業を実施するため、地方自治体の指導監督担当者で構成する委員会を4回開催した。

■委員会名簿

有料老人ホーム指導監督調査研究委員会

○委 員

(敬称略・氏名五十音順)

役職名は令和2年3月31日時点

	氏 名	所 属
委員長	町田 昭隆	東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課 課長代理
委 員	神原 雄一	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 主事
〃	近藤 富美子	大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 課長補佐
〃	石垣 徹	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係 係長
〃	安松 重信	福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課施設指導係 係長

○オブザーバー

氏 名	所 属
森岡 信人	厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐
下村 健太郎	国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐
明地 美穂	厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

○事務局

氏 名	所 属
松本 光紀	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事業推進部長
福澤 真美	公益社団法人全国有料老人ホーム協会事業推進部 係長
田中 健	公益社団法人全国有料老人ホーム協会事業推進部

■委員会開催経過

	開催日	
第1回	R1.8.28(水)	1)委員長選任の件 2)事業実施概要の件 3)自治体アンケート調査実施の件 4)有料老人ホーム指導監督担当者意見交換会開催の件 5)その他
第2回	R1.10.31(金)	1)自治体アンケート調査及び意見交換会実施結果の件 2)届出等における文書削減の件 3)都道府県と基礎自治体間の情報共有の件 4)虐待案件への対応の件 5)事故案件への対応の件 6)行政処分の件 7)その他自治体からの意見
第3回	R1.12.13(金)	1)事務文書削減の件 2)「有料老人ホーム指導監督の手引き」増補の件 3)「有料老人ホーム指導実務向上セミナー」開催の件
第4回	R2.2.28(金)	1)有料老人ホーム指導監督手引き増補の件 2)事業報告書作成の件

2. 事業の実施結果について

(1) 委員会検討結果

①届出等における文書削減の件

事業者が自治体に有料老人ホーム設置届を提出するにあたり、法令により求められる文書があり、この削減の可能性について検討を行った。

1. 老人福祉法第29条第1項に基づく文書

(届出等)

第29条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項（※施行規則に規定）

委員会での検討結果として、法第29条第1項に規定する文書については、いずれも必要であると考ええる。

2. 老人福祉法施行規則 第29条第1項第七号に基づく文書

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(以下、第一号～第十四号)

上記の14項目について、提出の必要性の有無、及び理由について検討を行った。

規 定	提出の 必要性	理 由
一 建物の規模及び構造並びに設備の概要	必要	避難、防災上で図面の確認が必要。
二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一 号)第六条第一項の確認を受けたことを証 する書類	必要	建物の建築用途が適正化を確認する必要がある。

三 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	不要	指導監督上で活用された事例が、他に比べて少ない。
四 施設の運営の方針	不要	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。
五 入居定員及び居室数	不要	同 上
六 市場調査等による入居者の見込み	不要	入居者募集は設置者の責任において行うものであり、計画段階で提出を受けても内容の良否を判断できない。
七 職員の配置の計画	不要	開設前の計画見込み内容であり、「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。
八 法第二十九条第七項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	不要	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。また、詳細が必要であれば、同様式を改正すれば足りる。
八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	必要	法律に基づくものであり、証明書類は必要。
九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	不要	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。また、「返還金の支払を担保するための措置の有無」とは、指導指針にも規定されていない。
十 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	不要	「入居契約書」規定での確認が可能で、重複するため。他方で、消費者契約法で損害賠償の予定は違法とされている。
十一 医療施設との連携の内容	不要	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。
十二 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	不要	指導監督上で活用された事例が、他に比べて少ない。
十三 長期の収支計画	不要	同 上
十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	必要	消費者契約法ほか、入居者への不当な権侵害や違法性がないかを確認する上で、入居契約書、管理規程、重要事項説明書の確認は必要。

老人福祉法施行規則に規定される上記の文書について、特に、決算書類等については文書削減上での優先順位が高い。時代の流れの中で決算書の徴求が形骸化(実際に活用されることがない)しているということを勘案すれば、介護保険事業における文書削減でも提出が不要となっており、有料老人ホーム事業においても提出を不要とすることも考えられる。

なお、全国で実施した意見交換会では、以下のような意見も出されている。

(主な意見)

○決算関係の書類について、意識の低い事業者もいるので、今後の運営や経営についての注意を促すことができるので、提出した方がよい。

○指導監督上で決算書を活用できるケースはほぼない。

○決算書以外に削減を優先するべきものに関しては、長期の収支計画ではないか。30年後に入居者を確保出来るのかどうか疑問が残る。ただし、意見交換会の中での意見では、30年を例えば10年に短縮してはどうか。

3. 老人福祉法第29条第1項に基づく文書

法令に基づく文書のほかに、各自治体が独自に徴求する文書がある。以下はその例である。

入居募集計画書	災害対策計画書	法人役員名簿（反社の確認等）
業務委託契約書	土地・建物登記簿謄本（根抵当権確認）	法人登記簿謄本
消防検査済証	社保・劳保加入確認票（厚労省要請）	建物賃貸借契約書
設置届事前協議書	周辺医療機関分布図	運営懇談会会則
苦情処理体制表	緊急時対応表	情報開示等一覧表
主要取引金融機関	職員研修計画書	施設案内書

4. (参考)ホーム開設後に徴求する文書例

情報開示等一覧表	虐待発生報告	被災状況報告書
毎期の決算書	自己点検調書	身体拘束実施報告書
運営懇談会開催状況報告書	入居者状況報告書	住所地特例入・退所報告書
施設等現況報告書	職員名簿・勤務体制表	
事故報告書		
主要取引金融機関		

②都道府県と基礎自治体間の情報共有の件

令和元年10月28日に開催された社会保障審議会介護保険部会では、都道府県と基礎自治体との情報共有について、以下の指摘がなされた。

- ・現在、有料老人ホームについては、都道府県に届出を行い、また、サービス付き高齢者向け住宅は都道府県に登録を行っており、指導監督等也都道府県から受ける仕組みとなっている。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅については、都道府県に登録があった場合、その旨が市町村に通知される一方、有料老人ホームでは、届出された情報について、少なくとも法令上は市町村に通知する規定は存在しない。また、市町村と情報共有している場合であっても、文書による通知をしていない自治体も約4割存在している。
- ・このように、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、都道府県中心にその登録・届出や指導監督がなされており、市町村からの関与が薄い。

(検討結果)

◇有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政、特に、保険者である市町村の正しい現状把握と関与の強化が考えられ、そのための方策には次のような取り組みが考えられる。

例：

- 都道府県に届け出られた住宅型有料老人ホームに係る情報について市町村に通知し、市町村がこれらを把握できるようにする。
- 把握した情報を介護保険事業計画に記載しておく。
- 在宅サービスを指定する際に都道府県知事に市町村長が意見を申し出ることを促す。
- 在宅サービスの利用状況の確認を促す。
- 介護保険事業計画上把握可能な特定施設に誘導していく 等。

令和元年度に実施した自治体調査で、都道府県に対し基礎自治体との連携について聞いたところ、「ある」が78.3%、「ない」が21.7%であった。主な連携方法は次のとおりである(重複回答)。

情報共有	91.7%
合同会議の開催	44.4%
集団指導の共催	22.2%
監査への同行	11.1%
その他	19.4%

また、具体的な連携内容の例は以下のとおりである。

- ・入居者に対する虐待に関する情報提供があった際には、施設所在地市町村と情報共有を図りつつ、必要に応じて、高齢者虐待防止法に係る虐待判断権限を有する市町村同行の上、監査を実施している。
- ・監査等を実施する際に、必要に応じて事業所所在地市町村の職員の同行を依頼している。
- ・介護保険などと連携し情報共有を行っている。
- ・県の実地検査結果は区市町村へ、区市町村の実地検査結果は県へ情報提供し情報共有を図っている。
- ・立入検査結果の提供
- ・指導方針、届出状況、未届施設、事故報告、苦情相談、立入検査等適宜情報を共有している。
- ・「県内市町村有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導方針に関する連絡調整会議」(年2,3回)
- ・権限移譲市町村及び介護保険の保険者と適宜合同立入検査を実施。未移譲市町村とは適宜同行立入検査の実施。
- ・集団指導の案内、未届有料老人ホーム調査
- ・虐待等の通報があった場合は、基礎自治体と情報共有を行い、対応を検討している。
- ・介護保険サービス事業所等に併設している有料老人ホームについて、指導監査への同行を依頼しているほか、各市町から提供される有料老人ホームの設置に関する情報を踏まえ未届の有料老人ホームを把握している。

具体的な連携方法について、令和元年度の自治体調査(都道府県回答分)では、虐待発生時の基礎自治体からの連絡や対応ルールを定めているか聞いたところ、「定めている」が70.7%、「定めていない」が29.3%であった。

- ・ 高齢者虐待防止法に規定されるとおり、現地確認等は基本的に市町村が行い、県に報告する。市町村だけで対応が難しく、老人福祉法の行使が必要であると認める時等は、県が協力して確認を行う。
- ・ 虐待が疑われる案件が発覚した時点で、市町村から県に内容について連絡を行う。
- ・ 高齢者虐待の通報を受けた市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、施設の立入調査、利用者への聴き取り等により事実確認を行い、県にその結果を報告する。高齢者虐待が確認された場合、県は老人福祉法に基づき施設の立入検査を行い、事業者に改善を指導する。虐待の状況によっては行政処分を行う。
- ・ 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月厚生労働省老健局)に基づき、適宜の連絡及び虐待認定された場合は文書による報告をするよう求めている。
- ・ 自治体において、虐待の事実が確認できた日の属する月を基準月とし、翌月5日までに担当地方局(地域福祉課)へ報告する(悪質なケース等、県の迅速な対応を要するものは除く。)。地方局は毎月10日までに前月分の報告内容を集計し、報告書を作成の上、県へ提出する。
- ・ 県所管の有料老人ホーム等であった場合は、状況に応じて同行するため、市町村に通報があった際に、県にも相談するように伝えている。

③虐待案件への対応の件

虐待・身体拘束への対応について、有料老人ホーム設置運営標準指導指針では、設置者へ諸種の取り組みを求めている。特に、身体拘束廃止に関して、平成30年度の同指導指針改正によって、介護付きホーム以外のホームにも規制が拡大されたことに注意が必要である。

令和元年度の自治体調査で、虐待事案への自治体の対応スキームがあるかを聞いたところ、「ある」が49.3%、「ない」が50.7%となった。ただし、厚生労働省が策定した対応マニュアルを準用している自治体の多くが、「独自のスキームはない」と回答した事例が多い。

この対応スキームについて、例えば千葉県庁が令和元年度に改訂したマニュアルでは、住宅型有料老人ホームでの対応方法を独自に定めている。

都道府県と基礎自治体との連携・情報共有においては、設置者の指導監督権限が都道府県にあっても、虐待事案への対応を含め、日常的に基礎自治体に関わる場合に、ホームの基本的な情報がないうちで対応を行うことは極めて困難であることから、都道府県においては「届出情報」や「指導監督情報」の基礎自治体への共有等を積極的に図る必要がある。

なお、自治体向け調査では、虐待事案の発生に伴う設置者からの報告様式がある、と回答した自治体は25.4%に留まっていることから、指導監督の手引き増補版において独立した項目を設置し、複数の事例を示すこととした。

<全国意見交換会での主な意見>

○5会場の基礎自治体における虐待の判定の困難さが多く、何らかの形での基準が欲しいという意見が多かった。また、ある程度規模の大きい自治体であれば報告があがってくるが、規模の

小さい自治体からは報告があがってこないという意見もあった。規模の小さい自治体については、どのように対応してよいかわからないという意見があった。その他、虐待に関する報告様式を作成している自治体の書式等を紹介した。

- ・基準がないので、認定の判断に悩んでいる。規模の小さい自治体については、年間を通して虐待の通報自体が少ないので対応に悩んでしまう。判断基準を作成した方がよいという意見も多数あるが、例えば同様の虐待案件が2件あったとしても、その背景によって一方が虐待でないと判定されることなどへの懸念があり、判断基準を作成するのはかなり困難であると思われる。
- ・虐待の認定は難しい。客観的な証拠が無ければ認定が難しい。

④事故案件への対応の件

令和元年度に実施した自治体調査(125か所)で、事故報告要領(様式)があるか聞いたところ、「ある」と回答した自治体が91.1%あった。自治体に報告を求める事故様式については、「具体的な事故内容」を定める自治体と、「受傷の程度」で定める自治体とに分かれているが、事故の種類を集計・分析する上では事故内容(例えば、転倒・転落・誤嚥・・・)を項目化することが望ましい。

また、近年では事故報告要領を定める自治体も増加している。設置者から見て、どの程度の事故が報告対象となるのか、また、報告すべき時点を明確化するためにも、こうした要領の作成が望ましい。

各自治体が定める事故報告様式は、一般的なものの他に、「事故の種別ごとに区分した様式」、「事故の重大性により区分した様式」、「報告すべき時点により区分した様式」、等がある。

これらについて、指導監督の手引き増補版で具体例を示しながら独立した項目を設けることとした。

<全国意見交換会での主な意見>

○アンケートの結果、何らかの基準が欲しいという意見が多数寄せられた。ただし統一した基準があればよいというわけではないという意見もあった。理由として報告をさせて、事故を未然に防ぐ効果もあるといった内容だった。

- ・県と市では同じ内容の要領を使っていながら報告の内容が違っていたので、事業者も提出するかしないか迷ってしまうと思うので、少なくとも県内では同じレベルで提出してもらった方がよいと思う。

⑤行政処分の件

老人福祉法に規定する行政処分には、改善命令と事業停止命令がある。

このうち改善命令は、何らかの方法で指導監督が行われ、再三の指導に関わらず事業者に改善がみられない場合に行われる行政処分である。また、再三の指導に関わらず改善がみられず、そのことが入居者の安心や安全を脅かすものであるとき、地方自治体は事業停止命令を行うことができる。

事業停止命令を行った場合、事業者は生活支援、食事、介護等のサービス提供を行うことが禁止される。このため、入居者の生活が結果的に立ちいかなくなるため、法令上で地方自治体には入居者の住み替え先を紹介するなどに努めるよう求められている。

現在までに各自治体から出された改善命令の多くは、入居者への虐待事件に伴うものである。

また、事業停止命令については、現時点で行われた事案はない。行政処分の権限を有しながらこれまでに処分実績が少ない理由について調査したところ、多くの自治体からは「判断基準がないから」「指導指針を根拠とする処分では、慎重にならざるを得ない」、等の意見が寄せられている。

令和元年度の自治体調査では、平成28～30年度で文書指導を行った件数は1自治体当たり1.5件あった。

また改善命令は都道府県・政令指定都市・中核市を合わせても8回と少なく事業停止命令は発出されていない。

文書指導・改善勧告・改善命令を行った内容としては、入居者への虐待が最も多く、職員の窃盗事件に関するものもある。

そこで、指導監督の手引き増補版では、具体的な処分例を追加するなどの対応を行うこととした。

<全国意見交換会での主な意見>

- ・有料老人ホームについては指導指針であるため、行政処分となる明確な基準がない。
- ・老人福祉法において事業停止命令が創設されたが、実際に入居者が居住している有料老人ホームに対して事業停止命令を出すのは困難なのではないか。
- ・介護保険事業所の介護報酬のように具体的に公金が支払われているわけでもないため、事業停止命令等の行政処分の実効性がどの程度あるのかが分からない。
- ・平時より有料老人ホーム関係の事務に携わる職員が十分に配置されていないなか、不適正な運営等を確認するために実施する特別検査や行政処分するにあたり実施する行政手続法に基づく聴聞事務等に従事する職員を確保することができない。
- ・明確な処分基準を設けにくいため、基準のひな型のようなものを国から示されるとありがたい。
- ・各自治体で行政処分の基準があると思うが、この基準で良いのかどうか分からないことがある。基準の根拠や対応が難しいことがあるため、処分することの困難さを感じている。
- ・国が処分基準を示していないため各自治体にばらつきがある。

行政処分の判断基準が必要という意見があった一方で、判断基準を作ってしまうと行政の裁量権が狭まってしまうのではないかという意見も寄せられた。事業停止命令については、そもそも出しづらいという意見も寄せられた。

（２）自治体向けアンケート結果

現在の指導監督の実態や課題を把握するため、調査項目を作成し、郵送によりアンケートを実施。都道府県・政令指定都市・中核市 125 団体中、113 団体から回答を得た。

□調査結果

1. 調査名	・「有料老人ホームの指導監督に関するアンケート調査」
2. 調査対象及び回収	・125 自治体（都道府県（47）、政令指定都市（20）、中核市（58）（平成 31 年 4 月 1 日現在）を対象に実施。
3. 調査種別	・悉皆
4. 調査方法	・調査票をメールで送付・返送による。（令和元年 8 月 29 日送信） ・回答結果については、9 月末までに一部を厚生労働省へ報告のうえ、委員会の検討に付す。
5. 調査内容	・委員会で設定した調査項目による
6. 調査時期	・令和元年 8 月～同 9 月
7. 調査結果の活用	・全国 5 ブロックでのヒアリング、及び「有料老人ホーム指導監督の手引き」増補版作成の基礎資料とする。

◆回答結果

113 自治体から回答を得た。

都道府県	43 か所
政令指定都市	20 か所
中核市	39 か所
業務移管団体	11 か所

◆所管する事業所数

- ・有料老人ホーム 13,980 か所／1 自治体当たり 123 か所
※最小 3 室、最大 1,022 室
- ・サービス付き高齢者向け住宅 7,076 か所／1 自治体当たり 62 か所
※最小 7 室、最大 691 室

【届出関係書類について】

問2. 届出時の提出書類

老人福祉法、同施行規則に規定する文書以外に、各自治体独自の徴求書類がある。

○土地登記簿謄本等 ○苦情処理体制表 ○入居募集計画 ○調理等の委託契約書の写し ○入居募集パンフレット ○非常災害対策計画
○条例、定款その他の基本約款 ○土地にかかる権利関係を明らかにすることができる書類 ○建物の配置図及び平面図
○有料老人ホーム設置計画事前申出書 ○有料老人ホーム設置計画事前協議書
○有料老人ホームの事前協議にて、添付資料で「有料老人ホーム施設機能地域開放計画」の提出を求めている。
○管理者就任承諾書・経歴書 ○役員名簿 ○履歴事項全部証明書 ○登記事項証明書 ○建物平面図、等
■事前申出書 ○法人の定款写し ■事前協議書 ○建物の位置図、平面図、求積表(各部屋別)(既存施設等の場合、土地、建物の登記簿謄本) ○法人役員名簿、履歴書 ○運営法人の直近の決算書 ○施設の運営方針(管理規程を作成している場合は、併せてその写し) ○市場調査等による入居者の見込み ○職員の配置計画 ○一時金、利用料、その他の入居者の費用負担の額(入居契約書の写し) ○入居一時金を徴収する場合は、契約解除に係る返還支払いを担保するための措置の有無及びその内容を示す資料 ○入居契約に損害賠償の定めがある場合はその内容を示す資料 ○医療機関との連携の内容を示す資料 ○事業開始に必要な資金の額及びその調達方法 ○長期の収支計画 ○重要事項説明書の写し ■設置届 ※添付書類のうち、事前協議書までに提出済で変更がないものは不要 ○条例、定款その他の基本約款 ○建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類 ○設置しようとする者の直近の事業年度の決算書 ○施設の運営方針 ○市場調査等による入所者の見込みに係る書類 ○職員の配置の計画 ○一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額が明らかになる利用規程等 ○医療施設との連携の内容に係る書類 ○事業開始に必要な資金の額及びその調達方法に係る書類 ○長期の収支計画 ○入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 ■事業開始届 ※添付書類のうち、設置届までに提出済で変更がないものは不要 ○消防法による設備検査済証 ②建築基準法による建物の検査済証 ○建物の登記簿(権利設定も分かるもの) ○医療機関との連携について取り交わした契約書等 ○損害賠償契約書等 ○施設のパンフレット、チラシ等 ○重要事項説明書

○有料老人ホーム設置届 ○有料老人ホーム事業開始届 ○有料老人ホーム事業変更届 ○有料老人ホーム廃止（休止）届 ○有料老人ホーム事故発生報告書
○建築基準法第7条第5項の規定による検査済証 ○事故発生防止指針・事故発生対応マニュアル ○入居者募集広告案 ○消防用設備等検査済証
○事前申出書 ○事前協議書 ○建設工事着工届 ○事業報告書
○建築基準法に基づく検査済証の写し又は用途変更完了届出書の写し【建物工事後】 ○消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証の写し【建物工事後】 ○建物、土地の登記簿本の写し（自己所有の場合）又は賃貸借契約書の写し（借家、借地の場合） ○衛生管理、感染症、事故防止、災害対策、虐待防止マニュアル ○開設に係るチェックシート（様式第1号）
○職員研修年間計画 ○所轄消防署との協議記録 ○情報開示に係る誓約書 ○苦情処理体制について ○有料老人ホームが提供するサービス等における業務委託について ○提携ホームについて ○飲食の提供について ○役員名簿、役員の経歴書 。以上すべて参考様式としています

問3. 書類提出を電子的な手段で受け付けていますか。

いる

8.0%

いない

92.0%

問4. 事業開始後、事業者を求める報告文書(様式)にはどのようなものがありますか。

○情報開示等一覧表 ○重要事項説明書 ○直近の事業年度の財務諸表 ○運営懇談会開催状況報告書 ○非常災害対策実施状況 ○事故等発生状況報告書
○事業変更届 ○廃止・休止届
○決算概要書 ○自己点検調査
○災害に係る被害報告書
○特定施設等事業実績報告書 ○有料老人ホーム経営状況等報告書
○職員名簿及び勤務体制表 ○入居者募集用パンフレット、チラシ及び広告等
○有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表
○身体的拘束等実施報告書 ○住所地特例施設入所・退所連絡票

問5. 老人福祉法施行規則に基づく不要だと思われる文書

・ 建物の規模及び構造並びに設備の概要（第1号）

0.0%

・ 建築基準法第六条第1項の確認を受けたこと証する書類（第2号）

1.8%

<理由>

建築関連部局において確認を行っているため、介護保険関連部局では不要
他法に基づく書類のため

・ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書（第 3 号）

9.6%

<理由>

その事業所の経営状況等について、適切であるか否かを判断することは困難であり、仮に前年度の決算書の提出があったとしても、経営状況について正確な判別を行うことは困難であるため。

補助金・助成金を交付しておらず、民間業者の経営状態を把握する必要性を感じないため。

他業種や大手企業の参入が加速しており、法人ベースの決算書では経営状況の把握が困難なため

事業者から設置届を提出された際、決算書の内容に関わらずこれを受け付け、所管自治体としては「安定的な運営の促し(注意喚起)」程度しかできません。そのような中、同書類を届出の必須書類とするのは効果が乏しい反面、事業所・所管自治体双方において負担となっているものと思料します。(必須書類としてではなく任意で作成・定期的な見直しを促してはいかがでしょうか)

介護保険法事業者の事務簡略化の改正と同様の理由による

自治体に決算書の中身を吟味できる職員配置がない。また、決算書の提出を受け、その結果として経営状況の悪いことを把握したとしても、行政側にどこまで介入することができるのか。そもそも、公にすることすら許されない可能性もあるのではないかな。

内容を確認できる職員がいない。

赤字事業者であっても届出を受理するため

市場調査等の方法や見込み入居者数が適切かどうか、市では判断できないため。

改善命令や事業停止命令の適用に際しての基準が曖昧で、実際にどのように適用していくのか、事案の程度や手順などがわからず運用が難しい。

内容について有料老人ホーム所轄庁として指導できるものではないため

提出してもらっても、書類が妥当適切かどうかの判断が困難であるため

・ 施設の運営の方針（第 4 号）

1.1%

<理由>

重要事項説明書に記載の内容で補完可能なため

管理規程等その他の書類において読み取れるものであるため。

・ 入居定員及び居室数（第 5 号）

1.1%

<理由>

重要事項説明書に記載の内容で補完可能なため

・ 市場調査等による入居者の見込み（第 6 号）

17.0%

<理由>

見込が正しいかどうかの確認ができないため

提出された入所者の見込みの妥当性を判断できないため

有料老人ホームの制度上、地域における地域特性や需要動向と入居者見込みの関連性が不明瞭な為

設置者は、施設所在地市町村や近隣の事業所等にニーズを確認して入居者数を見込んで設置することが多いため、所轄庁に見込みを報告する必要はないのではないか。また、「市場調査等」についても明確な方法の規定がなく、施設によって方法も異なり、施設の書類作成の負担も大きいように感じる。
適切に事業を実施できることを確認するために求めていると思われるが、市場調査や見込みが、適切であるか審査には、企業経営についての専門知識が必要となり、また、明確な基準を設定することは困難であるため、届出時に適否を判断することは困難と考える。届出時には、指針等の基準（設備基準）を満たしているかを平面図で確認することにより、適切に事業を実施できるかを判断するため、当該項目は不要と考える。
非常に規模の小さい法人や施設が少なくない中で、当該文書を提出させても、似たり寄ったりの文書が出てくるだけ。
指導に不要なため。
当該調査の目的は、入居数の見込みを立てることで、収支等の見通しを立てて、健全な運営が可能かどうか判断する目的だと思うが、収支の見通し（健全な運営の見通し）があれば、収支計画を提出させることで十分と考えるため。
見込み人数に問わず、事業者の事業計画に基づき設置を判断すべきと考えるため。
事業参加者は、事業として収支（入居者）見込みが立つことが前提で実施するものであるため。
画一的な記述が多く、入居者の見込みの検証は実務的に困難なため。
信憑性の低い調査結果もありうるため。
総量規制を行う施設ではなく、届出制であるため。入居者見込みが十分か否かを判断することは難しく、一方では長期の収支計画と重なるため。
詳細な調査を実施している事業所が少なく、曖昧な記載のみである場合が多い。
規制の基準がない事。また、想定であること等から判断がむずかしく、提出に疑問。
見込みに対して今まで指導することがなかったため。
書類が妥当適切かどうかの判断が困難であるため。

・ 職員の配置の計画（第 7 号）

3.5%

<理由>

重要事項説明書に記載の内容で補完可能なため。
新設時に開設までの期間が短く、未定のところも多いため。
人員基準に関する規定がないため。
介護保険施設は人員基準があるが、老福法の人員基準がないため。重要事項説明書の職員体制欄にて職員配置の確認ができるため。

・ 前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額（第 8 号）

1.1%

<理由>

重要事項説明書に記載の内容で補完可能なため。

・ 前払い金の保全措置を講じたことを証する書類（第 8 号の 2）

0.0%

・ 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容（第 9 号）

1.1%

<理由>

別に入居契約書の提出を求めており、内容が重複しているため。

・ 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときはその内容（第 10 号）

1.1%

<理由>

別に入居契約書の提出を求めており、内容が重複しているため。

・ 医療施設との連携の内容（第 11 号）

1.8%

<理由>

医療施設との連携は義務ではなく、入居者が施設を選ぶ上での判断基準の一つに過ぎないため。

そこまで求めるのは、厳しいと感じるため。

・ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法（第 12 号）

9.7%

<理由>

その事業所の資金調達計画等が提出されたとしても、現実的な計画であるか否かについて判別が困難であるため。

営利法人の参入が可能な制度上、適切な資金の額及び調達方法について判断しかねるため。

指導監督上で活用することがない。

必要性を見出せない。逆に、どうして必要とされているのかを知りたい。

内容を確認できる職員がいない。

長期の収支計画と一体で記載したほうが分かりやすいと感じる。

利用料の前払いを受ける施設のみで良いと感じる。

事業者の資金計画に行政が介入できるか疑問。

書類を確認したとして、当方から特段の指導等を行うわけではないため。

内容について有料老人ホーム所轄庁として指導できるものではないため。

書類が妥当適切かどうかの判断が困難であるため。

・ 長期の収支計画（第 13 号）

12.4%

<理由>

その事業所の収支計画が提出されたとしても、現実的な計画であるか否かについて判別が困難であるため。

見込みが正しいかどうかの確認ができないため。

長期の収支を予測することは困難。また行政が長期の収支計画の妥当性を検証することもできないため。

収支計画の妥当性を判断できないため。
営利法人の参入が可能な制度上、長期収支計画が適切か判断しかねるため。
2～3年の短期事業計画や10年の中長期事業計画を立て、定期的に見直している事業所が多く、30年の長期収支計画はあまり参考にならないのと意見がある。
中長期的な計画は安定した施設運営においては必要であるが、将来に渡る収支計画について何らかの指導を行うものではないことから不要と考える。
適切に事業を実施できることを確認するために求めていると思われるが、長期の収支計画が、適切であるか審査には、企業経営についての専門知識が必要となり、また、明確な基準を設定することは困難であるため、届出時に適否を判断することは困難と考える。届出時には、指針等の基準（設備基準）を満たしているかを平面図で確認することにより、適切に事業を実施できるかを判断するため、当該項目は不要と考える。
家族経営等の規模の小さい法人では、とても長期計画を作成できない場合もある。現実として、行政に言われるがままの文書を作成することになってしまう。
当面の運営のための短期的な収支計画は必要だと思うが、融資返済のための長期収支計画は銀行等に提出していると思われるため、省略可能と考える。
書類を確認したとして、当方から特段の指導等を行うわけではないため。
適切かどうかの判断が困難であるため。

・入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書。

(第14号)

0.0%

問6. 事務文書効率化への意見

<意見>

各書類についてどのような書類が良いか、書類の例を出しておく書きやすいのではないかと。
有料老人ホームは法的拘束力のない指針に基づくものであるため、新設の書類審査時に事業者に対してどこまで指導すればよいのかわかりづらい。
立入調査に伴う事務文書の効率化について、現在、検討中。
重要事項説明書以外についても届出書類の様式例を定めて欲しい。
メールで提出できる物はできるだけ電子送付していただくようにしている。
老人福祉法第29条で定められた届出に関して、同法施行規則に定められた書類について、事業者においては随時作成・申請し、所管自治体ではこれの収集・確認・公表をする作業が全国一律でなされていますが、事業者における入力作業と自治体内部での登録台帳入力作業など重複した過程が多く、また、届出毎に同様の作業が求められています。
サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システムと同様、web上のマスターデータで施設情報を管理し、事業者は届出にあたってはシステムで申請。その内容を所管自治体が確認し、これの承認をすることでマスターデータが変更されるといったシステムを構築することで事業者の印刷・郵送等の手間や所管自治体での事務手続きが軽減されるものと思料します。

市への経営状況に関する報告及び重要事項説明書の提出について、事務文書の効率化を図ることが可能であると思われる。（例えば、経営状況の報告については、財務諸表を一式提出させるのではなく、必要項目を記載させるような様式を作成し、施設の経営状況がわかる統一された表のようなものを市へ提出する。また、重要事項説明書については、各施設へ情報開示の義務化とし、各自で自身のホームページに掲載してもらうこととする。）
特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業者は、介護保険法と老人福祉法で重複する書類について、一方を省略可能とする。
事前協議→設置届→着工届→事業開始届の、一連の流れの省略（介護保険事業の場合の指定申請の手続き並びに効率化が望ましい）
事務効率化のために、入居者の権利や安全性の確保に直結しない文書については、提出不要であるとする。
いずれの文書も介護保険施設と同程度の書類を求めている、申請と届出という手続に違いはあれど、長期に渡って運営を続けられるだけの法人の運営方針や資金力などの確認は一定程度必要と考えている。
設置時には、必要なものは必要と考えるが、様式を工夫することで簡略化は可能。 重複をなくすという意味で、介護保険法に基づく届出を行った場合は、老人福祉法に基づく届出を省略可能とする取扱いとしてはどうか。（変更届・事故報告等）
毎年行う届出等、定期的に行う届出について前回届出内容と変更がないものについては提出を省略することで事業者の負担を軽減するとともに、事務文書の効率化を図ることができる。
全国的な有料老人ホームの設置届の電子申請化

問 7. 届出情報について、基礎自治体への情報共有を行っているか

行っている	93.6%
行っていない	6.4%

（以下は、問 7 で「行っている」と回答）

問 8. 基礎自治体との情報共有方法

文書による通知	63.6%
HP への公表	70.5%
その他	4.5%

【都道府県と基礎自治体間の情報共有等の件】

問 9. 指導監督上における基礎自治体との連携

図っている	78.3%
図っていない	21.7%

（以下は、問 9 で「図っている」と回答）

問 10. 基礎自治体との連携方法

情報共有	91.7%
会議の開催	11.1%
集団指導の共催	22.2%
監査の同行	44.4%
その他	19.4%

入居者に対する虐待に関する情報提供があった際には、施設所在地市町村と情報共有を図りつつ、必要に応じて、高齢者虐待防止法に係る虐待判断権限を有する市町村同行の上、監査を実施している
監査等を実施する際に、必要に応じて事業所所在地市町村の職員の同行を依頼している。
介護保険などと連携し情報共有を行っている。
県の実地検査結果は区市町村へ、区市町村の実地検査結果は県へ情報提供し情報共有を図っている。 県の実地検査へ区市町村の職員が同行している。
立入検査結果の提供
指導方針、届出状況、未届施設、事故報告、苦情相談、立入検査等適宜情報共有 「市町村有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導方針に関する連絡調整会議」（年2、3回） 「有料老人ホーム指導・研修会」及び「サービス付き高齢者向け住宅指導研修会」（年1回共催） 権限移譲市町村及び介護保険の保険者と適宜合同立入検査を実施。未移譲市町村とは適宜同行立入検査実施。
集団指導の案内、未届有料老人ホーム調査
虐待等の通報があった場合は、基礎自治体と情報共有を行い、対応を検討している。
介護保険サービス事業所等に併設している有料老人ホームについて、指導監査への同行を依頼しているほか、各市町から提供される有料老人ホームの設置に関する情報を踏まえ未届の有料老人ホームを把握している。
立入検査等への同行
未届有料老人ホーム懸念施設についての情報提供を文書で依頼している。 虐待が懸念される施設への調査（基礎自治体主体）に同行して施設状況を確認している。 特に消防部局と随時電話等で情報を共有している。

【虐待案件への対応の件】

問 11. 自治体として虐待事案への対応スキーム（通報から行政処分までの手続きの流れ）があるか。

ある	49.3%
ない	50.7%

※「自治体として」の解釈を、他にある場合や厚労省マニュアルを準用している場合に、「ない」と答えたケースが多かった。

問 12. 虐待が発生した事業者からの報告様式がある。

ある	25.4%
ない	74.6%

問 13. 都道府県における虐待発生時の基礎自治体からの連絡や対応ルールを定めている。

ある	70.7%
ない	29.3%

(以下は、問 13 で「ある」と回答)

問 14. 具体的な対応ルール

「高齢者虐待対応支援マニュアル」を策定し、このマニュアルに規定された虐待に係るフローに従い対応に当たっている。当該マニュアルは、課のホームページに掲載。
施設における虐待対応に係る事務処理要領及び対応フローを作成し、事案への対応や、市町村から県への連絡・報告等の事務処理の流れを規定している。また、対応の進捗状況を把握するために、虐待と認定されなかったケースについても県への報告を求めている。
高齢者虐待防止法に規定されるとおり、現地確認等は基本的に市町村が行い、県に報告する。市町村だけで対応が難しく、老人福祉法の行使が必要であると認める時等は、県が協力して確認を行う。
通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行う。 市町村は、当該虐待に関する事項を県に報告。(報告様式は、高齢者虐待対応マニュアルで定めている。)
虐待が疑われる案件が発覚した時点で、市町村から県に内容について連絡を行う。
高齢者虐待の通報を受けた市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、施設の立入調査、利用者への聴き取り等により事実確認を行い、県にその結果を報告する。高齢者虐待が確認された場合、県は老人福祉法に基づき施設の立入検査を行い、事業者に改善を指導する。虐待の状況によっては業務停止命令等の行政処分を行う。
「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成 30 年 3 月厚生労働省老健局)に基づき、適宜の連絡及び虐待認定された場合は文書による報告をするよう求めている。
高齢者虐待防止法による市町村からの報告及び情報提供。
市町により虐待事案に対する調査を行う。 健康医療福祉部 医療福祉推進課 認知症施策推進係へ報告し、関係する部署へ伝達するとともに、対応を協議する。
虐待担当課との情報共有 各市町村との情報共有 通報等の内容により、適時、立入検査等を実施
① 自治体において、虐待の事実が確認できた日の属する月を基準月とし、翌月 5 日までに担当地方局(地域福祉課)へ報告 ※悪質なケース等、県の迅速な対応を要するものは除く。 ② 地方局は毎月 10 日までに前月分の報告内容を集計し、報告書を作成の上、長寿介護課(介護予防係)へ提出

問 15. 虐待における文書指導を行った事業所数(平成 28 年度～平成 30 年度) 234 件
(最少 0 回／最大 72 回)

問 16. 虐待発生事業者の改善取り組み状況の具体的な確認方法

基本的には改善報告書により取組状況を確認している。必要に応じて現地確認を行う。
市町村からの報告。(施設から市町に提出があった改善報告書を県へも提出していただく。)
文書指導への改善状況報告書の提出、及び翌年度の実地検査において確認している。
一例ではあるが、改善策の 1 つとして職員へ虐待研修を行う場合は、改善の報告書とともに、研修を実施したことがわかる資料等の提出を求めている。

事業者より報告書を提出してもらい、ヒアリングを行っている。
改善事項について、定期的に（例として1か月・3か月・半年 等）報告を求めるとともに必要あれば実地確認を行う。
改善報告書の提出を求めたり、電話等でその後の取り組み状況を聞き取っている。
改善報告を聴取する場を設けたり、無通告で施設を訪問し状況を確認したりするとともに、他事業での訪問機会の際には状況確認を行っている。
来庁にて改善報告書を提出してもらい、添付資料等を用い説明してもらっている。
約3か月後に改善計画に基づき、改善状況を確認する。
事業者からの改善報告に基づく改善状況確認を行い、その後は定期的な一般検査の中で取り組みの継続を確認していく。
提出のあった文書指導による改善計画書内容の精査、翌年にモニタリング調査を実施
改善計画書が提出された時点で、改善内容が確認できるものについては確認を行う。（マニュアルを変更したなど）また、提出された改善計画の内容を踏まえ、適切なサービス提供が行えているかについて、モニタリングを半年後に実施。その際には、施設を訪問し、改善計画に基づき対応できているか、施設長等への聴き取り及び目視による確認を行う。

問 17. 虐待事案対応への課題

喫緊の対応が求められる虐待事案において、限られた職員体制の中での都道府県・市町村との日程調整等
虐待情報により、事前通知なしで実地検査に入っても、虐待の現場を現認することが難しいことが課題である。
事業者の虐待行為に対する認識不足。
施設の指導監督権限が県にあるため、一部市町村では虐待対応を担当している認識が薄く、対応に時間がかかる場合がある。
匿名、連絡先不明で寄せられることが多く、詳細を確認したくても確認できない事例が多い。
虐待の事実を確認するための証拠がないと虐待かどうかの判断が難しい。また、施設の協力がないと調査や改善に向けた取り組みも進みにくい。
施設従事者や行政職員（虐待担当・施設指導担当）における理解及び認識不足
施設職員の発言だけでは、認定が難しいケースが多々ある。（入居者の証言が取れない等）
各市町が虐待と判断する基準をどのようにして均一に保つか。
高齢者虐待に関し、「このような行為は虐待に当たるのか」といった問い合わせが市町村の担当者や介護施設従事者等から寄せられることがある。そもそも高齢者虐待については県で認定の判断を行うものではなく、また市町村において判断する場合にも、個別事例ごとに慎重に判断されるべきものであるが、電話のみで即答を求められるような照会もあり、相談者から理解を得るのに時間が掛かってしまうケースがある。併せて、特に養介護施設従事者自身が、その行為や対応方法が虐待に当たる可能性があるとは認識しているのであれば、より適切なケアの在り方を検討しなければならないところだが、そこまでには至っていないケースが多く見受けられ、更なる啓発活動等が必要であると感じる。
通報窓口である市町村と施設所管庁（県）との通報時・対応時の連携（虐待が疑われるかどうかの認識など）

所管内の多くの有料老人ホームの事務処理に疎い施設も散見されるため、虐待が懸念される施設ほどその状況を確認するため訪問しても介護等利用者に関する記録等無く確認が困難な傾向がある。 また、昼は入居者がデイサービスに移動している場合がほとんどで、施設の夜勤者は多くの施設で1名体制となっているため、別夜勤者からの情報を得ることができないケースが多い。また、入居者については認知症の方が多数に上るため聞き取りも困難となっている。
施設内で虐待（疑い）事案があった際、発見者等に通報義務があることを理解していない施設が未だにある。
捜査権がある訳ではないので、虐待の事実認定の困難さを感じる。
虐待認定とするか、不適切事案とするか、判断の難しい場合が少なくない。 虐待者として疑われている従業者が虐待行為を完全否定した場合、警察でもない自治体には調査の限界があると感じる。 虐待事案に対応できる経験豊富な自治体職員が少ない。
情報源の秘匿を希望する人からの情報提供について施設等への事実確認など
被虐待者の多くは認知症等により意思疎通が困難であるため、十分な事実確認をすることができない。
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の場合、施設職員からなのか、外部事業者の職員によるものか、また勤務形態も様々なため、本人資料や虐待を行った疑いのある職員の情報収集や事実確認などが困難である。
施設での虐待は密室で行われることが多く、立証が難しい。また、小規模な事業所が多く、虐待した職員を解雇するだけで、体制の見直しまで行う余裕が無い場合が多い。
身体拘束による匿名通報の場合、訪問による任意調査の場合がほとんどの為、当日訪問時に、時間をかせがれてしまい、その間に柵を外すなどの隠蔽も考えられるので、調査手法には限界がある。 広域に施設を運営している法人に1～3ヵ月の間に複数の箇所で、身体拘束による虐待通報があった場合、現状、都度調査対応していくが、調査をしている間に法人内で情報共有をされ、形だけの身体拘束に係る書類を整備されるのでは、実態をさらに見えにくくしてしまう可能性があるのではないかと。
事実確認を行う際、当事者である職員が辞めていて聴き取りが困難であったり、虐待発生から通報まで時間が経過しており、十分な事実確認が困難なことがある。
有料老人ホーム等の場合、訪問介護、通所系サービス、小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を利用している人が多く、どの事業所による虐待か確認するため、調査にかかる負担が大きく、また判断に迷う。
虐待対応担当課と指導担当課を分けていることから、緊密に連携を取り合う必要性があり、事案に対しての見解や対応方針が割れた場合に対応が難航することがある。

【事故案件への対応の件】

問 18. 事故報告要領(様式)があるか。

ある

91.1%

ない

8.9%

問 19. 事故発生時の自治体としての対応スキーム(行政処分までの手続きの流れ)があるか。

ある

16.1%

ない

83.9%

問 20. 事故対応を図る上での課題

再発防止のための原因分析の必要性に対する事業所の認識不足。
事故報告を適切に報告していない施設への提出指導の周知徹底。
施設によって報告のレベルが異なる。
県や市町村が独自に様式を定めていると、事業所がその様式に合わせてそれぞれに作成しなければならないので負担が大きい。かといって、県に市町村の様式を提出されると県で統計処理を行ううえで必要なデータが完備されていないことがあるため、市町村の様式でも可とは言い難い。
事故報告書の県への提出が徹底されていない。施設の事故対応、家族への説明が不十分のため家族から県への苦情相談が多い。
施設等従事者が行政機関等に報告が必要な事故及び手順等の周知・徹底
施設からの事故報告の提出が遅く、後に虐待の疑いでの通報など大きな事案になる可能性がある。
自己での転倒が原因での事故を対策するのは限界があると言われることが多い。
事故発生の原因分析や再発防止策の検討が十分でない施設に対する効果的な指導
有料老人ホーム内で発生した事故について、居室あるいは介護サービス提供時以外に生じた事故であることを理由として、①事故報告を行わない、あるいは②事例損害賠償の検討がなされない場合の対応事例をご教授ください。
事故報告書の提出件数が非常に多くなっており、報告すべき案件の基準を整理する必要があると感じている。
事業者から受領した事故報告書について、不備があった際の修正依頼に手間がかかっている。
事故から一週間以内に事故報告書の提出を求めているが、提出が遅れる事業者が多いこと。
施設によっては、報告漏れや遅れがあることがある。
所管する施設数が多過ぎるため、きめ細かい対応が難しいと感じる。余程の事案でない限り実際に事故現場まで見ることが難しく、どうしても文書報告に頼らざるを得ない。
住宅型有料老人ホームの報告提出範囲(ホーム職員がいないとき、居住者自らが起こした事故の取扱いについて等)が明確ではない。(介護付きの場合については全て提出することとしている。)
再発防止策等の指導。
自治体は捜査機関でないため、事故原因や経緯を正確に特定することは難しい。
事故報告の連絡が事故発生からしばらく経過してから事故報告書を提出する事業所があるため、緊急を要する事故の第一報を報告書の提出前にするように伝えているがまだ浸透しきれていないのが現状である。

有料老人ホームの設置者、施設を対象とした集団研修会や本市ウェブサイト等において、市に報告が必要な事故について周知をしているが徹底されていない。
・ 事実確認が施設からの報告や情報提供等に限定されるため全ての把握が困難。 ・ 事故とヒヤリハットとの区別が明確でないため、同種事案でも施設によって対応が異なる場合がある。
事故報告基準について、介護付有料老人ホーム以外の有料老人ホームは、サービス提供中かどうかの判断が難しい。（介護付有料老人ホームは居室内での転倒・転落も事故扱い）
事故報告の記載例や、報告に対する具体的な対応事例や事務処理マニュアルがない。
事後報告である事故報告書の内容について、現状確認をし、事実確認を行うことが難しい。
施設宛てに、事故が発生した場合の報告について依頼しているが、事故報告を行う施設に偏りがあるとともに、施設によって提出件数に落差があり、報告対象となる事故が発生しても報告されない場合があり、報告対象となる事故を全て把握しきれないこと。
事故報告を受ける担当課と立入検査担当課が分かれており、情報が統一されていない場合がある。一方、それぞれの担当課から別にアプローチできる点に強みがあるとも考えている。

【行政処分の件】

問 21. 平成 28 年度から平成 30 年度までの行政処分等の回数

①文書指導(定期的な立入検査での文書指導は除く。特別検査や指導等に基づく場合のみ)

146 回

(最少 0 回／最多 39 回)

②改善命令

8 回

(最少 0 回／最多 2 回)

③事業停止命令

0 回

問 22. 事件や事故等発生時に基礎自治体から迅速な情報共有が図られているか。

図っている

91.1%

図っていない

8.9%

(以下は、問 22 で「図っていない」と回答)

問 23. 具体的な課題

事件事故の通報は経験がないが、有料老人ホームの指導権限が基本的には都道府県とされているため、市町村の方で指針の内容等把握しておらず、他人事のような感触が感じられる。

事故発生時等は県へ直接報告することとなっているため、市町村に報告された際の情報共有の方法について詳細に定めていない。

問 24. 行政処分を行う上で、他部局や他自治体との連携上の課題はあるか。

ある

91.1%

ない

8.9%

(以下は、問 24 で「ある」と回答)

問 25. 具体的な課題

行政処分を行わなければいけない事案者自体がほとんどないが、建築部局（サ高住の所管部局）との連携について模索している。現状、サ高住の定期立入検査は福祉部局のみで行っているが、ハード面の基準の確認及び登録の際に留意して欲しい点を含め、建築部局にも積極的に関わってほしいという思いがある。
当県では管理部局と監査部局で分かれており、過去有料老人ホームへの行政処分を行った前例がなく、行政処分を行う場合の各部局の役割についてあいまいなままである。
監査を実施する部局と、行政処分を実施する部局が別なので、そこでの意見の統一。 当県における有料老人ホームに対する改善命令の事例が過去にない。
所管外という理由で、現場確認等へ協力してくれない場合がある。
事故が発生した場合、どの程度の施設側の過失で行政処分を行うかの明確な基準がなく、その都度、内容を精査しながら、行うこととなると考えられること及び全国展開をしている事業者もあることから、地方によって格差の出ない統一した基準の策定が課題と考えられる。
労働基準監督署関連であるが、定期的な実施検査において「夜勤職員は年 2 回健康診断を実施すること」と文書で指導しているが、宿直員やそれに準ずる勤務形態の場合に、年 2 回健康診断が必要な対象となるか判然としない場合がある。そういった場合に労働基準監督署と連携する体制が整備されていない。
設置運営指導指針の対象であるサービス付き高齢者向け住宅に対する行政処分について、老人福祉法のスキームへ移行が可能とされているが、住宅担当部局との連携体制が構築されていない。
マニュアルの整備
特にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームについては、所管法が異なることもあり、主には実施責任の選分に苦慮している。他自治体とは特に連携しておらず、その必要性も感じていない。
情報公開をするにあたり、どこまで公開して良いかの基準が各々の自治体で不明確な点。
具体的に実施を検討した事例がないが、あるとすれば有料該当サ高住に対して処分を行う場合に住宅担当部局が分かれているため、当該部局との連携が難しいのではないかと考える。

(以下は、問 24 で「ない」と回答)

問 26. 連携を図る上で特に取り組まれている事柄

通報があった際など、事案について情報共有を欠かさないようにする。
有料老人ホームの立入検査の際に、有料老人ホームに併設されている訪問介護事業所等の実地指導も同時に実施するようにしている。
市町村との情報共有、必要に応じて市町村が行う調査等への同行をしている。
サービス付き高齢者住宅については、窓口である建築部局から登録申請、登録更新及び変更届出時に主に運営基準（契約書、重要事項説明書等）の審査依頼があり、福祉担当課において内容を精査しており、関係部局との連携する体制を構築している。
定期的に意見交換会を開催したり、日常的に電話等で連絡・相談したりしている。

有料老人ホームでの虐待でも、有料老人ホームとその他の事業所が併設しており、虐待を行った者が従業員の場合、有料と別事業所を兼務しており、担当課が複数になることがあるため、他の事業所が併設している場合は、担当課へ情報提供を行い連携して対応を行うようにしている。
県、政令市、中核市による指定担当者会議により情報交換を行っており、顔の見える関係づくりに努めている。ただし、行政処分に係る基準（監査基準や処分基準）は各自治体により異なるため、処分基準等がある程度の地域では統一すべきではないか、とも感じている。
本市において行政処分の実績はないが、行政処分が必要な案件が生じた場合等は、定期的に開催される県及び政令・中核市の有料老人ホーム担当者の連絡会での情報の共有を図ることができる。

問 27. 行政処分の実施における課題や問題点

行政処分手案とすべき標準的な判断基準や行政処分に係る行政手続法上のフローが確立していない点。
有料老人ホームについては指導指針であるため、行政処分となる明確な基準がないこと。
前例がなく、実際に行政処分に相当するかどうかを判断することが難しいと感じる。
老人福祉法において事業停止命令が創設されたが、実際に入居者が居住している有料老人ホームに対して事業停止命令を出すのは困難なのではないか。
設置届の提出を拒否する未届有料老人ホームにおいて不正事案が発生し、行政処分を行う場合の対応
同事業者が運営している訪問介護事業所等有料老人ホームでサービスを提供している場合、処分の対象となる事案が、有料老人ホームで提供されるサービスか、訪問介護で提供されるサービスか区別するのに苦慮する。
事業停止命令の際の入居者の転居先等の迅速な確保。
行政処分を行った場合、入居者の処遇については特に配慮が必要と考えられる。
行政処分の実施が完了するまでに長期間を要すること。
・老福祉法違反である“未届”施設が横行している状態で行政処分を行う難しさを感じる。 ・介護保険事業所の介護報酬のように具体的に公金が支払われているわけでもないため、事業停止命令等の行政処分の実効性がどの程度あるのかが分からない。 ・有料老人ホームは生活の場でもあるため、事業停止命令をした際には入居者の行き先の確保が最優先されるが、行政としてどこまで介入できるか、介入すべきか、悩ましい。
基準がないこと。法令による強い拘束力が必要。
処分の是非、程度の判断基準について課題があると考えられる。
事業者に対する処分は、有料老人ホーム等の入居施設の場合、利用者の受け皿の確保の問題に直結するので、実施が難しいと感じる。
明確な処分基準を設けにくい、基準のひな型のようなものを国から示されるとありがたい。
各自治体で行政処分の基準があると思うが、この基準で良いのかどうか分からないことがある。基準の根拠や対応が難しいことがあるため、処分することの困難さを感じている。
有料老人ホームについては、老人福祉法上の処分事由が限定的であると感じており、実際に行政処分を行うことが難しいのではないかと感じている。設置運営指導指針が、介護サービス事業所のように運営基準等が法令により明確にされると良いと思う。

(3)自治体指導監督担当者意見交換会の開催

アンケート調査結果に基づき、さらに現在の課題を把握するため、全国5か所において意見交換会を開催した。出席者には有料老人ホーム指導監督部局のほか、サービス付き高齢者向け住宅の所管部局からの参加も得た。

①開催概要

地 域	日 程	会 場	出席者
札幌会場	R1.10.1（火）	北海道建設会館	6名
名古屋会場	R1.10.7（月）	ウインクあいち	16名
福岡会場	R1.10.11（金）	福岡県消防会館	14名
大阪会場	R1.10.18（金）	大阪府庁会議室	33名
東京会場	R1.10.21（月）	TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター	33名

②実施結果（主な意見の抜粋）

会場ごとに、4つの検討テーマで意見交換を行った。以下は主な意見である。

○テーマ1. 設置届出時、指導監督上の事務文書について

（老人福祉法施行規則第20条の5）

	条文	主な意見
一	建物の規模及び構造並びに設備の概要	避難、防災上で図面の確認が必要。
二	建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類	建物の建築用途が適正化を確認する必要がある。
三	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	指導監督上で活用された事例が、他に比べて少ない。
四	施設の運営の方針	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。
五	入居定員及び居室数	同 上
六	市場調査等による入居者の見込み	入居者募集は設置者の責任において行うものであり、計画段階で提出を受けても内容の良否を判断できない。
七	職員の配置の計画	開設前の計画見込み内容であり、「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。

八	法第 29 条第 7 項に規定する前払金（以下「一時金」という。）利用料その他の入居者の費用負担の額	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。また、詳細が必要であれば、同様式を改正すれば足りる。
八の二	法第 29 条第 7 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	法律に基づくものであり、証明書類は必要。
九	入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。また、「返還金の支払を担保するための措置の有無」とは、指導指針にも規定されていない。
十	入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	「入居契約書」規定での確認が可能で、重複するため。他方で、消費者契約法で損害賠償の予定は違法とされている。
十一	医療施設との連携の内容	「重要事項説明書」様式内での確認が可能で、重複するため。
十二	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	指導監督上で活用された事例が、他に比べて少ない。
十三	長期の収支計画	同 上
十四	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	消費者契約法ほか、入居者への不当な権侵害や違法性がないかを確認する上で、入居契約書、管理規程、重要事項説明書の確認は必要。

＜主な意見＞

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 ―「建物の規模及び構造並びに設備の概要」

各階平面、立面、配置図、居室一覧表、設計概要書を求めている。図面を確認していないというのは行政としてどうかと思うが、平面図と配置図だけあればよいのではないか。
立面図は避難方法を知るための資料として徴求している。
事前協議資料は届出資料より多い（設置趣意書、事業の概要、法人役員の身分証明書、現況写真、介護保険財政に与える影響評価、敷地購入・建設資金計画、消防用の訓練計画その他）。
日照計画、換気計画について同じ項目はあるが、1 度しか見たことがなく、事業者にも「無ければいいです」といった回答をしている。
不要とする理由はない。基礎的な情報。
有料老人ホームを開設したいという相談があった時に、まず図面が入口になり、最低限部屋の大きさだとかが国の指針に合っているかをみるのは図面は必須だと思う。
設備については指針に沿っているか確認もするため必要。
指針に適合している設備となっているのが入口となっているので必須かと思う。
有料老人ホームを開設したいという相談があった時に、まず図面が入口になり、最低限部屋の大きさだとかが国の指針に合っているかを確認する図面は必須だと思う。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 二「建築基準法第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類」

建築確認について、建築部局とは情報の共有は一般的に行っていない。
消防検査済書について、建物を建築する際に必要な建物検査済証で事足りるのではないか。
検査済証が（建物が）古すぎて存在しない場合には建築部局に確認をして、存在しない旨の台帳記載証明を確認したという証明を代表者に提出をしてもらっている。
事前協議ではどんな建物を建設するのかという協議は行っているが、事業者が自分たちに都合のよいように解釈をして、書類提出時に、事前協議時に計画していた建物とは異なった建物の書類を提出してくる事業者もいる。あまりにひどいものについては、建築部局に概要書を見させてもらって、当初の計画から面積が変わっていないかなどのチェックを行っている。
建築確認を受けていない建物も結構あり、建築・消防部局との連携上で必要。
建築確認の必要性を知らずに事業を開始する事業者があり、行政として確認のために必要。
建築用途変更をしないままに事業を行う未届ホームがあり、建築部局で容積率等が違法とされたケースがあるので、必要な書類である。違法状態の是正のためにも必要。
図面が建築法上で適正かを確認する書類として必要。そのあとの指導としての基礎情報にもなる。
建築部局にデータベースがあり事業者からもらわなくても役所内で情報共有できるのではないかと考えている。
別の課でもらっているものを共有できれば、施行規則から外してもらってもいいのではないか。建築基準法上で違法となっても事業停止につながるわけではない。建築基準法との兼ね合いが難しい。
必須だと思う。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 三「設置しようとする者の直近の事業年度の決算書」

直近の事業年度の決算書については、単年度の決算書を徴求しても、小規模の事業者が増加しているので次年度以降経営状態がどうなるかわからないし、決算書を読み解いて経営状況が安定しているか判断ができる担当者がいない。経営破綻時に、市役所に届出を受理した責任を問われても困ってしまう。
指針なので、届出を拒否できる根拠がない。赤字の事業者も届出を受理しなければいけない。有料老人ホームに適していない居室を考えている事業者に対しても、何度も確認して事業を諦めさせたこともある。悪い有料老人ホームを止めるのが難しい。指針不適合の事業者の指導に苦慮。
毎年もらっている決算書を見て、赤字事業者の場合、行政がどこまで介入できるかがわからない。また、介入するとなると経営コンサルタント業務になってしまう。
立入検査している中で、安い家賃で運営しているホームは関連の訪問介護や訪問看護等の他事業から利益を補填していると説明される。赤字だからといって指導できない。囲い込み前提で行って決算書を作っている事業者には指導が必要かなと思うが、決算書を見て囲い込みと想像でき指導すると、何となく説明されて通っている部分もある。
決算書を見る機会はあるが見きれていない。見てもどこまで行政として口出しできるのか。行政として限界がある。職員には簡単な決算分析ができるような研修はしていこうと思っているが、どこまで現場で活かせるのは見えてこない。現場に行った時に聞いているのは、減価償却しているか、10 年以上運営しているホームに修繕費の積み立てはしているか、など一般的な話は聞く。決算書を細かくみてあれやこれやと指導するまでには至っていない。
決算書のチェックで危ない事業所を洗い出せる。市町村によっては倒産した時に入居者が路頭に迷う可能性がある。措置、緊急避難、予防的にマイナスのフラグをつけるために必要かという気もしている
微妙なところ。提出されても判断できなかったりするが、経営状況が悪い法人が無理をして事業拡大を図り倒産の可能性があるような場合であれば、出してもらった方がよい。実際に問題になったホームも決算状況が悪いところだった。粉飾されても見抜けない面もある。
経年赤字の法人から資料が提出された場合は大丈夫かどうかの確認は行う。そうした状況でも届出は受けざるを得ない。
決算赤字の場合でも届出は受けざるを得ない。小規模の法人の場合は簡易的な文書の提出でも可としている。
会計の専門家を雇用しているわけではないので、どこまで何を見られるのかの判断がつかない。悩ましいところである。
決算書、財務諸表はとりあえず受理をしている状態で、どこまで決算書が活用できるか分からず不要かと思う。
昨年度から介護事業者は不要となったので、有料老人ホームでは何故必要なのかを説明ができない。
決算内容についてのやり取りはあるが、「ここを直してください」というと強制的な話となり行政指導を超えてしまっているのではないと思う。行政指導がどこまでできるのか心配に思っている。
決算書についてははっきり見ていなし見てもわからない。収支計画についても同様で見てもわからない。ただもらっているという感じ。重要事故説明書・契約書・管理規程については詳細に見ており、内容がおかしいようであれば直させるが、届出制であることから、内容がおかしいからといって受理をしないわけではない。

決算書を正確に読めるわけではないが、本業で赤字でないか、財務体質がしっかりしている母体となっているか確認をするためにも必要かと思う。
経営状況が困難な事業所であっても届出制なので受けないわけにはいかない。また、経営のプロではないので、簡単な経営分析はしているか事業者にも何とも言えない。活かさないデータをもらうことに意味があるのか。
活かしているかを考えると本当に必要なのかと思うが、何かあった時にその時点でもらっても遅いのかなと思う。
不要だと思う。赤字だからといって届出を断るわけでもないし、決算書を見ても何もできない
「赤字だったからこういう風に経営してください。」と指導ができるわけでもなく、あくまで届出制なので行政から口出しができない。
資金収支の適切さは分からないが、外形審査として徴求している。
設置者からひな型はないかと問われるが、ないと答えるほかない。決算書は毎年徴求している。
決算が赤字でも掘り下げることができない。設置者が途中交代することも時々ある。
算書を徴求しているが、消費者から情報公開請求された場合に公開すべきか。徴求してしまうからこのような問題が起こるのか。
決算書は精査していない。
財務関係の書類に関しては、提出してくればそれでよいという形にしている。
不要だと思う。赤字だからといって届出を断るわけでもないし、決算書を見ても何もできない
赤字だったからこういう風に経営してくださいねと指導ができるわけでもなく、かといってあくまで届出制なので、行政から口出しができない。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 四「施設の運営の方針」

要事項説明書との重複があり、不要。
行政がファイリングするためだけであり、不要である。
重説に欄があるので不要。何を書けばいいのか事業者から聞かれることもある。
利用者向けにパンフレット等に理念などが載っているので、別に書類を作ってもらったところまではしていない。内容も何がダメで何なら良いもないので、パンフレット等があれば提出くださいとしている。なければそれまでである。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 五「入居定員及び居室数」

重要事項説明書との重複があり、不要。
重説に書いてあるから不要ではないか。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 六「市場調査等による入居者の見込み」

市場調査について、事業者はそこで事業が成り立つと見越して始めようとしているため、30 年の長期収支の方で見てくれ、という感覚でいる。
--

市場調査見込み書は不要という意見はわかるが、届出の相談を受けていて、市場調査を提出してもらう時にあまり考えてない事業者もある。提出書類としてあることで、事業者に自覚を促せる。意識の低い事業者への注意喚起になる。きっかけ作り。
市場計画書を出してもらい、市町村に対し、こういう計画でこの場所に建てたいということを、事前協議の段階で協議してもらって必要性を市町村に説明してもらう。その会議録を付けてもらい事前協議時に提出してもらう。
提出されても真実性の確認ができない。
届出前の事前協議で市の意見書を求めるが、市が反対してもニーズがあれば、説得力のある書類になりうる。
いろいろなことを適当に書く事業者があり、それでも検証できない状況である。
市場の見込みについては、妥当性の判断ができない。事業者としては「求められているから作っている」というのが多く、どの事業者も3年から4年で満床となる資料を作成してくるのでもらっても意味がないのではないかと思う。
入居者の見込みについて、フォーマットがあればいいかなと思う。求めている事が分からないので、事業者に説明する側が事業者の説明を出来ない
満室状態のホームを事業譲渡でホームを引き継いだ場合にはもらわないこともある。ただ、必要かどうかといわれれば必要かと思う。
その場所に設置することが適正かどうか判断できないので、有効に使える気がしない。
都道府県だと範囲が広く、どこにどの程度有料老人ホームがあるのか把握するのが困難。だからといって指導する立場としてもらう意味があるかどうか少し疑問ではある。あくまでも事業者を考えさせるための資料。
書き方は業者様々で、しっかり書いてくるところもあればそうでない業者もある。中には「入居者の見込みがあるから開設しようとしている」と言って、出してこない業者もいるが指導して提出させている。
一回受け取ってそのまま。実際に受け取って開設をして入居者が集まらず、費用を下げたと変更をしてきた結果満室となっても、正しい見込みだったとなってしまう。

老人福祉法施行規則第20条の5 七「職員の配置の計画」

重要事項説明書との重複があり、不要。
提出物のメニュー表上で、「重説に記載」と記入し、改めて求めないようにしている。
どういう体制で始めるのかを確認するために必要ではないか。
指導指針に適合しているか（常時職員がいるか）の確認で、予定でも良いので出してもらって、事業開始前に開始届と合わせて提出してもらい、指針で求めている職員体制表を確認しているので、出してもらった方が良いと思う。
デイサービスと有料老人ホームの職員を兼務している職員が、本来デイサービスで勤務している時間に、何か有料老人ホームに勤務しているとすると、両施設とも基準を満たさない可能性が出てくる。指導する側も勤務表を見ないとわからない。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 八「法第 29 条第 7 項に規定する前払い金利用料その他の入居者の費用負担の額」

前払金については、重要事項説明書に記載するので不要ではないか。
重要事項説明書との重複があり、不要。
料金は入居者がホームを決めるうえで重要なファクターなので、こちらでも把握しておく必要がある。
金額に関する書類は必要。入居者にとって重要な情報なので、入居者保護の観点からしても必要。
重説以上のものがあればよいが、今のところ見ていると重説が一番上手く書いていると思う。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 八の二「法第 29 条第 7 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類」

前払金の算定方法については、必要な場合に保管書類として提出できるといったような施行規則に修正してもよいのではないか。
厚生労働省から定点調査があるので、保全の契約書について提出を求めている。
最近は前払金を取らない事業者が増えている。
基本契約があっても個別入居者の保全内容が確認できないリスクもある。
重説にもどのような保全措置をとっているか記載があるが、本当にとっているのかその裏付けのために写しをもらっている。設置届け出時に間に合わないときはホーム開始後に提出してもらっている。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 九「入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

返還金の支払の担保、という意味自体が分からない。指導指針に規定していない。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 十「入居契約に損害賠償の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

介護付でも住宅型でも、賠償責任保険の証書を提出させている。
重要事項説明書に記載欄があるので、提出は不要としている。
重説に入っている保険会社とその保証内容を記載してもらっている。別途もらっているかは不明。
そもそも老福法に損害賠償を求める根拠あるのか。指針にはあるが。
損害賠償の額を予定してはいけなかったか。
損害賠償額の予定とは何か。あらかじめ賠償額を決めていることを想定されているのはなぜか。必要額を賠償するのが普通ではないか。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 十一「医療機関との連携の内容」

要事項説明書との重複があり、不要。
契約書を必ずもらうようにしている。必要。
重説にも記載あるが、それを担保する形で契約書、同意書を確認。
協力医療機関を定めるように書かれているのは指導指針にしかないためあえて施行規則で定めなくてもいいのではないかと。
救急隊も協力医療機関に情報を求めても協力医療機関が何も情報をもっていないということもある。救急隊だけ変に視野を狭くさせられてしまっていて、病院側もその施設だったらあの病院が協力医療機関でしょとなり、断りはしないが先に協力医療機関の病院をあたってくれという対応になり時間がかかるという問題がおこってしまって、有料老人ホームにおける協力医療機関のあり方自体、国に見直してほしい。なければならないではないかと思っている。
医師会からの申し入れで、住宅型も含めて安易に緊急性を要しない場合でも、車で 20 分以内の医療機関が 24 時間体制で受けてもらえるのか、どこの病院なのかを確実に把握をしておきたい。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 十二「事業開始に必要な資金の額及びその調達方法」

長期の収支計画に関して、今後 30 年の収支計画を求めているが、全国規模で展開している事業者は作成できるかもしれないが、小規模の事業者は作成が出来ないし、実質的に意味がわかるのかわからない。事業者に対して、提出の趣旨を問われても「法令で定められているので提出をしてください」と言わなければならないので、経営事項に関する書類については削減してもよいのではないかと考えている。
融資予定証明書の提出を求めている。調達方法が分からなければ確認は取っている。
提出されても正しいかどうかを判断できない。見られずに通してしまう。
開設後に実態と合っているかどうかの確認ができない。
財務関係の資料は内容がつかめないのでも不要かと思う。
資金計画はある程度必要なので必要書類かと思う。借入金の返済も数年で返せばいいが、どのくらいで償却するつもりか確認するのに併せて資金についても確認している。
金の額は目安かと思うが、目安といわれると基本大丈夫なのではないかという話になるし、調達方法というのでも基本的には銀行で融資を受けているのが一般的で、こちらで指定して許可を出すわけではないと考えたと自由にやっていただいて、行政が関わらなければいけないのはその後の運営の話であって、事業開始時に赤字があったから、こちらとして何か指導するまではいかないかと思っています。

老人福祉法施行規則第 20 条の 5 十三「長期の収支計画」

30 年の収支を赤字で出してくる。他事業で補填すると説明された場合は受け付けない。有料老人ホーム単独で黒字の収支でないと受け付けない。それだったら未届けで事業をするという事業者もいるが、今のところは軟着陸させて決算書上黒字になるよう作成してもらっている。実際に値上げさせたこともある。受け付ける段階で注意するようにはしている。

30年の収支計画について問い合わせがある。どうやって先のことを見るのか。実際は4～5年のものを繰り返す。減価償却の話、ここで大規模修繕あるよねなどの話はする。30年後の技術戦略どうするのか？今建てても20年くらい。20年の間にペイできるのか？未来永劫続く業態ではない。
資金収支計画の提出も含め、指導指針規定のバイアスが高く提出を求めざるを得ない側面がある。
事業者は決算書を基に収支計画を作成してくるが、決算書を読み込まないと収支計画の妥当性が分からないし、それなりのものを作られてきたらそれまでだし、ただ纏めているという感がある。
資金と同様で行政が介入できない。聞き取りしたところで頑張りますとしか言わない。不要ではないか。
最初の段階で長い期間入居者に対して責任をもてるのか自覚を促すという意味では必要かと思うが、内容がちゃんとしたものであるかは確認する術がない。建物は借りているだけだし、借金もしていないから貸借対照表はなく損益計算書が30年間同じという書類を提出してきた事業者もいる。提出にどれほどの意味があるのかは疑問。
計画期間を30年の見込みではなく、期間を見直した方がよいのではないか。
しっかりと計画するという意味合いが必要かと思う。

老人福祉法施行規則第20条の5 十四「入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書」

指導指針規定を満たしているかどうかを確認している。
重要事項説明書に所定項目の記載があっても、契約関係書類に根規定がないと契約違反となる。また、施規第14号の書きぶりの修正が必要。（入居契約書及び「重要事項説明書」は並行規定ではない。）

○テーマ２．虐待事案への対応について

詳しい判断基準が無いため、なんとなくで判断をしてしまっている。
ホームページで高齢者虐待支援対応マニュアルを作っている。都道府県として、必ず市町村の担当者と一緒に現場に入って、虐待の判断は必ず統一させる。振興局や市町村は忙しく、担当者とのスケジュール調整が一番難しい。
ある程度大きい市町村であれば虐待の報告が上がってくるが、虐待の報告が上がってこない市町村の中には、虐待の対応に関してどのように対応したらよいか分からない市町村もある
通報の件数は有ることは有るが、マニュアルは無い。通報があった時には記録をして、虐待にあたるのかあたらないのかの判断が難しいが、通報の内容が数日続いた場合を想定して、虐待にあたるのか否かを判断し、悪い事態を想定して対応している。
事案としては経済的虐待が多い。施設の管理が利用者の通帳からお金を搾取した等の事案があるが、利用者にお金を返金したので重い文書指導に留めた。
明らかに虐待と判断できる事案はいいが、どれくらいの事実があれば虐待と判断できるチェックシートなどがあればいいが、全国で統一化するのは難しいので、事例集があってもよいのではないか。通報があったときも判断に困る時があり、逆恨みのような通報もある。
市だけで完結してしまう部分が多く、虐待対応は認定したのを事業所から報告書までをもらって県に報告するぐらい。例えば一緒に虐待の調査、監査に入ったりしたことは有料老人ホームに限らず知っている限りではない。虐待がなくても改善を指示したりとか、虐待があれば認定して文書で改善の報告をもらったりしている。
虐待対応のスキームもなければ、事業所からの報告様式もない。事業所から出てくるとしたら実際にけがをした等の事故報告で、その中身をみてこれは虐待と気づくケースはほとんどない。利用者家族から虐待をされたという通報で、本当にそうなのかどうか確認するというのが実際の状況。
利用者からの苦情がないと動けないという機関が多く、市も警察も。裁判に至るのでも証拠がないという始まりが入ってきてしまう。介護相談員でも虐待と判定はできず、具体的に動けるかという実地指導で証拠をみつけていく作業に入ってしまうので、余計スキームを作るのが難しくなる。
虐待事案の課題について、虐待の本質は暴行であり傷害なので刑事事件になりうるもの。それ以外のものは言葉で罵ったとか、暴行にならない程度にはたいだとか、結局情報としてあがってくるのは苦情なり、職員の密告。利用者の場合は緊急で行くなり実地指導をして現場を確認することになるが、ビデオカメラがない以上は確たる証拠はないし、報道されているような案件もカメラで証拠となる映像が映っている。怪しい事業者は実地指導に行ったら事故記録や苦情の記録になにかしらの痕跡が残っているので、そこを手掛かりにして虐待事案をつかまれると大変なことになると脅しをかけている。警察との連携がスムーズになるように上のほうから（国から？）パイプを作っていただきたい。虐待の時に市町村と情報共有できるような協定を結べるのであれば結びたい。
市も捜査機関ではないので、虐待と思われるというだけでは警察も動いてくれない。警察に報告するボーダーのルールがあれば良い。指針や法律で決まっていると良い。現状としては、捜査権限がない以上は、現地へ行って確認はするが、ビデオカメラでもない限りは証拠は押さえられずに事業者を嚴重注意して帰ってくるだけ。

虐待の判定の仕方は他の自治体とほぼ同じ。けがの写真などが撮られているような緊急性があるものについてはすぐに監査に入る。しかし行ってすぐに虐待と判断できるかという点、本人がやりましたと言わない限り認定できない。
市町村で事実確認調査をしてもらって、認定、未認定に係わらず報告はしてもらう。認定された場合は危機管理統括官に回す（全ての危機管理の情報を集めている機関）。認定したところからは改善計画を出してもらう。法人によってはなかなか認めなかったり、改善指導をしても対応が悪い事業所は県も一緒に指導を行う。
国で虐待の認定基準や処分の基準を作ってほしい。事業者から虐待認定して指定取り消しして訴えられた時困るなど。児童虐待には基準がある。施設の虐待についてはあまり研究がされていない。
警察としては本人から被害届が出されないと、警察は嚴重注意だけして帰ったという例はある。その後自治体では処分した。
市町村から相談があった場合には、市町村の担当者と一緒に施設を訪問し、虐待に関する指導と県は指導指針に基づいた立入検査を行う流れとなっている。
県は書類を見て、市町村に職員側から聞き取りをする。情報提供をしてくれた1～2名の施設職員は、情報提供の通り虐待があったと回答するが、その他の職員は虐待は無かったと意見が分かれる場合がある。暴力を受けたとされる入居者から話を聞くと、高齢者で認知症もあり暴力を実際に受けたのか、発言があったとして整合性がとれない時がある。どこまでの証言が本当なのか不明。市町村で虐待の判定会議を行っていて、県も参加している。
自治体独自の対応スキームやフローは作成していないが、厚生労働省様式を準用している。
行政処分まで規定していない。
基礎自治体との連携方法を定めている。
法人指導課において判断しているが、実際に虐待があったのかなかったのか、の判断がしにくい案件がある。判断に当たって警察との連携は特に図っていない。
判定委員会は内部だけで行っている。
判定会議には外部の専門家は入れていない。職員に社会福祉士の資格者がおり、支障なく進めている。事例として、家族への説明もなく身体拘束を行っている事案を虐待と認定したケースがある。
不適切なケアなのか、虐待なのかの判断が難しい。
虐待を行った職員を法人が解雇したケースがあり、それで終結させたケースがあり、ホームの対応についても行政がフォローする必要性について考えることがある。
※虐待判定における客観的な基準の必要性については賛否あり。
対応スキームはなく、その場その場で対応。虐待が発生した場合に書類を作成。件数は有料老人ホームが群を抜いて多い。
報告様式もあり、事故報告と同じ様式を使用している。
発生した場合の対応マニュアルのようなものはある。近年では市町村と同行訪問をし、事実関係を確認しに行くのが通例となっている。
市町村と連携するスキームのようなものは無く、現場での判断で市町村と連携して同時に入っているケースがほとんど。県に先に情報が入った場合には、県で先に動くこともあるが、虐待の認定は市町村なので市町村に情報を提供している

スキームはないが、市町村が虐待の通報を受けた時には県に報告をする流れが近年ではできてきている。市町村との情報のズレも無いと思う
県に通報が入った場合には、市町村に連絡をして一緒に施設へ入る。軽微な事案であっても、軽く思わずに一緒に対処できればと考えている。
サ高住が難しい。有料老人ホームは福祉局のみで対応できるが、サ高住は住宅部局との絡みがある。
虐待認定したものについての報告は虐待防止法に基づくはなしで県にもしているが、対応は市だけで完結している。
地域包括ケア課という部署が担当している。市町村とのやりとりはその部署で行っている。その担当は有料老人ホーム、サ高住、特養、サービスの種別によって、各担当者に情報提供をしてどういう観点でみていったらいいのかなどを市町村にアドバイスはしている。内容にもよるが要望があれば一緒に指導に行くことも可能。虐待の認定の調査だけであれば一緒にいくことはあまりないかと思う。介護サービス事業所であれば人格尊重義務違反があるので、そういう意味で一緒に入るということはあるが、住宅型の場合は人格尊重義務違反がないので、調査に入ったところで身体拘束の手続きを注意して終わるくらいなので、あまり一緒にいくことはない。
市町村とのスキームは定めてはいない。
基本は市町村が動く。有料老人ホームで起きたとなると、指導権限は県にあるので県が同行する事になると思う。事例自体が少ないので動いた例はあまりない。
通報があった場合には、県と市町村が合同で動く。
規模の小さい市町村だと虐待の件数自体や経験も少なく、前任者からも引き継がれていないケースもあり、どう動いていいか分からず県などの自治体が動く。マニュアルのようなものがあればすぐに動けると思う。

○テーマ３．施設で発生する事故への対応について

事故報告要綱を定めており、サービス提供中の誤薬・誤嚥、転倒により医療機関への受診へと至った場合、無断外出による行方不明、死亡事故が発生した場合に事故報告書の提出を求めている。報告書の中で入居者家族へ説明した内容、損害賠償を求められているかどうか、再発防止策などを記載した報告書の提出を求めている。
特養は入居の時点で全てサービス提供中となるため、居室内の転倒事故は報告対象となるが、有料老人ホームの場合は介護職員が絡んだ事故が対象となるので、居室での転倒事故は報告対象とはならない。事業者から、要綱上報告の必要のない死亡事故の報告をするかしないかとの質問があるが、市としては、「報告して頂けるのであればありがたい」といった対応をしている。
事故報告の基準については都道府県が作成したものを基準にしている。骨折は無条件、基本は医療機関を受診したもので、治療を継続するものを基準としている。
薬関係のものについては全て報告をしてもらっているが、どこからどこまでが誤薬なのかのいまひとつ分らない。事業者からは、「そんな事まで報告するのですか」という事も言われるが、サービス提供にかかわるものは報告をもらっているという趣旨を説明し、理解してもらっている。入居者家族の中には、誤薬の場合、なぜ間違えたのかと詳細に聞いてくる家族もいるので、薬が落下した場合にも報告を求めている。
サ高住での事故件数が半年に１回出ているが、各自治体で報告の基準が異なる為、全国で事故報告の統一基準があればよいのではないかと。そうしないと統計上正確な数値が出ないのではないかと。ただ、基準も一律であればよいというわけではなくて、広く報告をさせて事故を未然に防ぐという効果もあるのではないかと。誤薬についても、何が誤薬で何が誤薬でないかということも統一しないと正確な数値が出ないのではないかと。
外出先でけがをした、介護サービス外でのけが。受診したら事故報告出してとしている。明確な基準があれば聞きたい。
有料老人ホームに係わっているのであれば全部報告書出してもらおう。こういったときにこういう事故が起こるんですと分析して集団指導等で注意喚起するために出してもらってる。
明確な基準はないが、事業者と利用者の今後トラブルになる可能性があれば、事業者のリスク回避という意味でも記録を残しておく必要があると、その際に市にも出してくれると、苦情の対応が違ってくると説明している。有料老人ホーム内で起こった事故についてはサービス中の事故でなくても報告してもらっている。
入院、通院を要する事故があった場合は報告してもらおう。死亡、30日以上以上の治療が必要な場合は消費者庁に報告するようにと通知が平成27年の事務連絡で出ていると思うが、皆さんされているのか。
有料老人ホームとサ高住については県に、介護事業所に関しては市町村に報告するようになっている。危機管理マニュアルというのがあり報告書の様式を統一している。その様式で県や保険者（市町村）に報告してもらっている。事故報告をあまり出さないところには集団指導や実地指導を通じてアナウンスしている。
事故報告の基準はサービス提供中であることと医療機関にかかった場合としている。
共有スペース、例えば食堂で起こった事故は報告するが、自室で起こった事故は、家で起こった事故で施設長の管理外だから報告しなくてもよいだろうと言われた事がある。
市では例えば、自室での転倒事故を報告してくる施設もあれば、医療機関を受診しても報告をしてこない事業者もいる。報告をすると、悪く見えてしまうと思っているのかもしれない。

現在増えてきているのが公文書の照会で、利用者側が裁判で使用するケースが多い。但し個人情報の部分は黒く塗りつぶす箇所が多くなるが、とりあえず欲しいと言われるケースが多い。
年間で約 420 件、月で 3 5 件程度の報告があり、報告すべき対象は医療機関を受診した場合など、やや重いと思われるものとしている。事務所によっては転倒・転落をエクセルで報告の内容を整理・集計をして報告してくる事業者もある。集計したデータについては年一回の集団指導で事業者に注意を促す資料として使っている。
介護付有料老人ホームは、介護保険法上の事故報告と有料老人ホームの事故報告の両方をしなければならないので事業者は大変。
報告対象は外部の医療機関受診、情報漏洩、感染症の蔓延。報告様式もあるが、有料老人ホームについては任意の書式でも可としている。
強制力が無いので、事業者によって出す所と出さない所で分かれており、真面目な事業者ほど報告書を出してしまう事がある。集団指導でも報告書の提出について指導をしている。
事業者から自治体によって取り扱いが異なると言われて困る。
事故報告書を細かく作成している。事故原因を 3 段階で記載させ、それぞれの再発防止策を記載させている。意図は事業者に事故の原因を考えさせるようにしていて、一定の効果はあったかと思う。ただ事業者としては面倒だから事故を隠してしまう事業者もいるのではないかと思うので、簡略化も検討している。
医療機関を受診した場合を基準として報告してもらっているが、施設によってどういった時に医療機関を受診するかが異なる。指先を切っただけで受診するところもあれば、誤薬があっても受診しないところもあり、報告がされていないところで重大事故が発生している場合もある。まめに報告を出してくるころには負担になっているので、報告基準の見直しがあっても良いのではないかと思っている。
報告がないところに対して本当にないのかも聞けないし、出してくる事業者が悪い事業者かといわれると、軽微なことでもきちんと報告をするしっかりした事業者ということもある。ただ、出すことによって件数が増えてしまうという矛盾がある。
とにかく報告が多い。しかし、細かい中に指導を必要とするものも何件かあるので、そこは見逃してははいけないかなと思っている。最近では横領などの職員不祥事も何件が起きている。
事故があった時に報告を出してもらうが、報告の中に職員の不適切な対応の項目があり、市へは通知をもらっているような形。報告内容が疑わしかったり、もう少し聞き取りが必要だと判断した場合には、他の資料の追加を依頼している。必要に応じて現場に行ったりもするが、ケースバイケースの対応となる為フローまでは作っていない。
有料老人ホームの事故報告件数多くて、提出しなくても良いものを改めて精査をしたいと最近思っている。様式の見直しも同じ。施設に責任が無いものでも出してきている。件数多くて中身をしっかり見きれない。時間が無くなってもしかしたら重要な事故を見逃してしまっているかもしれないので、件数を減らして効率の良い指導につなげられないかなと思う。
基準は骨折以上という感じとなっている。出先機関が有料老人ホームを担当しているので、出先機関から県に来る。中には報告をしていないのもあるかと思う。検査に行った時に、事故報告をしているかを確認し報告がされていなければ報告をするように指導しているが、数が多いので頻繁に入れない。

事故報告提出の基準は医療機関を受診したとしている。打撲、体調不良で緊急搬送された場合でも報告対象としている。誤薬に関しては落薬、薬の飲み忘れは除いている。年間、有料老人ホームだけでも1,000件位はある。業務に支障が出ているのも実情で、ある程度全国基準で定めていただけると、市としてもだいぶ助かる。

一定の判断基準はあった方がよいと思う。

○テーマ４．行政処分の取扱いについて

事業停止命令について、例えば、大きな法人と協定を結んで転居先の受け皿になってもらえることが可能になれば、入居者保護の為に悪質な場合には強く踏み込めるのではないか。
立入検査を要項に基づいて対応してきたが、それでは対応できなくなってきたので、設置届の要領まで踏み込んで策定し、その中で行政処分までを見据えてどのように動いていくかを整理をした。行政処分とすべき判断基準等については、昨年度事業でも策定するといった話があったので、それを待って参考にしながら来年の４月に向けて要綱・要領の改正に向けて動いていきたいと考えている。
改善命令を出して、改善されない場合の次のステップとして業務停止だと思う。まずは改善命令でなんとか改善にもっていくのが通常のやり方だと考えている。要領を作成している時に、行政手続法を調べていて、フロー図の右側に聴聞・弁明とあるが、介護は指定取消があるので、間違いなく聴聞となる。業務停止命令は、行政手続法上は聴聞をしないとまでは読み解けない。指定取消に準ずるものと行政庁が判断した場合に、聴聞をしないと記載があるので、有老協のほうでも整理が必要なのではないかと考えるので、指針等を作る際にはそのあたりも有老協で検討をしてもらいたい。弁明の機会を与える方が行政側も手続的にも楽だし、聴聞を開くとなると準備が大変だったので、そのあたりも厚労省を含めて検討してもらいたい。
未届ホームに対して「このようにすれば届け出ができる」といった案内を出している。部局に建築確認済証を発行してもらわないとならないが、用途が児童福祉施設等に変更してもらわなければならない。その時に、建築基準法に合致していないとなった時に、例えば廊下幅等があるが、一番の問題は界壁の問題で用途変更が受け付けられないので、そこでストップしてしまう。
特別立入検査に入った。有料老人ホームの事業停止は家から出ていけと等しい。住む権利との兼ね合いは国は考えているのか。それも全部自治体がかぶるのか。疑問。悪質事業者の事業停止はわかるが、下手したら入居者から訴えられる可能性もある。過去にグループホームの事業停止事案で、市が特養に対して受け入れを依頼したケースがあるが、介護施設であればそういった援助も可能だが、有料老人ホームは介護施設ではなく自立の入居者もいるので、斡旋ができない。
過去に老健で新規契約停止を出そうか検討した。現在の入居者が退去すれば事業はできなくなるので、実質廃業という形。他の事業者を探すなりしなさいという廃業を指す処分。厚労省に可能かどうか聞いたところ介護保険法上期間までは決まっていないから可能という回答を当時聞いた。実際はしていないが。
有料老人ホームは罰金額が少ない。
裏で引受会社を決めてからでないと事業停止命令は出せない。産業部局と連携して M&A に繋がられるようなフレームを作ってもらえると、こちらも強く出られる。
介護事業所を併設している施設で、介護報酬の不正請求が約１億円あり、立入検査を行い指針に基づく指導を行った。その後去年の１２月頃に廃業。市の事例では、改善命令を出した所。改善命令を出したのは有料老人ホームではなく介護事業所へ出し（有料老人ホームには出していない）、今年の５月か６月頃に廃止の届出を受理した。改善命令を出した後に廃止届を出されてしまうと精査も出来ないし、その後が追えない。今回の手続きでは聴聞の機会や弁明の機会とは与えずに改善命令を出した。
検査後に指導し改善の依頼をしても、何年経っても報告をしてこない事業者もいる。口頭で伝えても現地に行き指導をしても報告をしない。老人福祉法に基づく検査で、実際の指針の内容で指導をしても中々難しく、それに代わるものがないかを探している。内容的にそんなに悪い指導内容ではないが出してこない。

改善命令後、市が入居者を転居させるために近隣の住宅の手配をしたケースがあった。
・改善命令を行うかどうか、判断に迷いがある。また、事業停止命令を未届ホームに適用できるかの疑問がある。未届ホームに事業停止命令を発出してもその効果が見えない。
・行政処分を行えるかどうかとは別に、強制力のある制度としては必要である。
・国として統一された判断基準は必要ないが、個別案件では慎重な判断が必要。風評被害による事業者への影響があるので軽々に発出できず、二の足を踏む場合もある。
・事業停止命令について、入居者の生活を考えるとなかなか踏み込めない。
・新規受入停止くらいはありうるが、全面的な事業停止は難しい。
・介護保険法には処分の目安があるが、有料老人ホームについては、老福法や指導指針だけでは処分しにくい。指針内容だけで違反が度重なるだけで処分できるのか分からない。
・県庁内では厳格にした方がよい、という意見がある。県には規制改革委員会があり全体的に緩める方向なのだが、有料老人ホームについては指導監督上、むしろ届出制を認定制度に引き上げた方がよいとの意見がある。行政処分の観点では許認可制が望ましいかもしれない。ただし、そうすると補助金等の必要性も生じる。
※統一された判断基準が必要か、あくまで自治体裁量で実施するか、については賛否があった。
特養の場合には時々停止命令があるが、その場合には受け入れ先を決める。老人福祉法に従わないときは罰則規定があるが、いきなり取消というのはよっぽどのケース化と思うので、老人福祉法に制限という言葉があるので、介護保険では新規受入の停止があるので段階を踏むとよいのではないかと思う。
介護事業者への処分はしやすく、例えば一部の効力停止等がある。事業停止命令となるとかなりハードルが高くなるので、切り札が逆に強すぎるのではないかとも思う。事業者を従わせるツールが欲しい。
改善命令は3件あり、内容は介護職員の医療行為、管理者の着服、サ高住での性的虐待があった。着服の件は市町村と一緒に入り経済的虐待とした。金額も高額であったので、重くとらえている。性的虐待の内容については公表をしていないので内容は話せないが、事業者についても何度も指導をされている事業者で中々改善しないという背景もあり、性的虐待については職員自身の資質の問題であるが改善命令をだした。そのあたりについては条例では定めておらず、自治体の裁量による判断になるかと思う。指導を重ねるのも1つの手立てだと思う。最大の課題は当事者が虐待の事実を認めるかどうかで、当事者が事実を認めなくても周囲の人間が認めれば行政処分に踏み切れると他の部署では言うが、行政処分をして裁判になった時に最低限自白は欲しい所ではある。
利用者や利用者家族から指導が生ぬるいと言われたことがある。簡単に厳罰を出せる体制があれば楽なのだが、出すまでのハードルが高い。
事業停止をできるものならやってみろ、という事業者もいる。文書で改善指導もきちんとしたほうが良いとは感じている。
何をもって制限、何をもって停止なのかがわからないので二の足を踏んでいる状態。介護保険事業者の処分だとある程度の基準を基に決めて、国に答申して全国基準で処分に対して著しく逸脱していないか答えをもらって決定する。その辺がないと、自治体間で処分の基準が異なりそれもどうなのかというのがある。制限や停止に関しては不利益処分になるので、なにか基準がほしい。
消防法に引っ掛けるために届出をさせているので、その結果指針に従わないなら指針不適合と書かせる。どの基準から逸脱したら停止になるのか。どこまでの指針不適合なら許されるのかわからない。

平成１９年に施設で運営がうまくいかなくなり従業員に給料を支払えないケースで改善命令をだした。
業停止命令に関しては入居者のその後の問題があるし、聞いてもらえればそこで改善をしてもらいたい。基準はなくても良いと思う。決めすぎても弾力性が無くなってしまう。
判断基準があったらあったで、それを基準に全部やらないといけないので困ると思う。なかなか難しい部分もある。
どの内容のもの（スプリンクラーの設置なのか、虐待なのか）が停止命令にあたるのか、過去の事例も無いしわからない。出すのであれば、入居者の処遇の道筋がつかないと命令を出すのは難しい。

○その他、自治体からの意見の件

高齢者向けの無料低額宿泊所（生活困窮者向け）については条例を作りはっきりさせたのは、未届ホームと判定する一つの機会なのかと思う。
有料老人ホームの判定は保健所業務で行っているが、届出に関しては特に食事の提供で、基本的に食事の提供を前提としていると有料老人ホームと機械的に判定しているが、事業所に実際に聞いてみると、「たまたま出前をとっているだけ」と言われるケースがあり、有料老人ホームと認定されてもあまりデメリットは無いように感じるが、事業者は嫌がる傾向にあり、最終的には落としどころを見つけて解決をした事例もあったが、中には頑なに嫌がる事業者もあり四苦八苦しているところもある。
未届ホームが以前は200件位あったが、大分減少し17件へ減少した。今般4件届出をしてもらったので、実質的には13件となる。今までは、未届施設に訪問をして「届け出をしてくださいね」と言って帰ってきていたが、今年度未届施設全件に立入検査をした。立入検査をして運営設置基準上の不備があれば不備を指摘して、届出をしない事についての理由書を徴求するようにした。理由書を今年度提出しない施設もあるかもしれないが、全ての施設で提出する意向はあるとの回答が得られたのは、今年度の活動の成果だと思う。
未届施設は減少したが、1件だけ頑なに有料老人ホームではないと言ってきており、「共生型」と主張。若者から高齢者まで施設内におり、明らかに老人はいるのだが、厚労省に問い合わせをした所、老人が入居する部屋を固定していなければ有料老人ホームに該当しないとの回答であった為、非該当と判断をした。また、有料老人ホームとして届出をしていた施設でも、入居者を老人に限定している訳ではないという理由から廃止届を受理した事例もあった。
未届施設に届出をさせるコツとしては、平成28年から年1回訪問、年2回の文書を送付し、遠回しに罰則規定も送付した。罰金もあるのだが、30万円程度の罰金の為開き直ってしまう事業者もある。罰金については行政庁が告発しないといけないので、手間となってしまう。
老人福祉法の観点からすると、書類の一部に不備があったとしても、届出を受け付けなければならないというのが厚生労働省のスタンスなので、建物が違法建築だと分かっているとしても受理せざるを得ず、有料老人ホームと認めた時に、その情報を建築部局と共有した時に建築部局から長期での是正期間を取ったうえで「是正命令をかけます」と言われる。建築サイドと老人福祉法サイドでの折り合いがつかない。
19人定員で同一建物減算を逃れる。併設してなくて19人以下のホームが設置届を提出してきたときにこれは減算逃れではないのかを聞いて釘をさしておく。一体化していたらアウトだよ。このやり方だと減算も逃れられるし、19人以下でも十分ペイできる。そういったところも本当はなんとかならないかと思っている。ケアマネまで一緒に法人でやられると最悪で、全部自分のところの訪問介護、通所介護を使わせる。ケアプランチェックでいくと、訪問介護全部入れてと言われたから、アセスメントしているかは怪しいケアマネもいる、やらないと上から叱られるというところもある。
ケアマネとヘルパーで80%超えると特定事業所集中減算になるが、減算よりも80%引き受けたほうが利益になるということで続けている法人がいる。介護保険で減算できるといっても、80%以上ヘルパーを付けたほうが利益になるらしい。
未届ホームの把握については、市町村に照会をかけたり、高専賃で放置されている案件を精査している。
市町村に照会をかけている。調査は特にしていない。宅老所は今のところ有料老人ホームの数に含めていない。元宅老所のような所に届出を出してくれと依頼はしている。

消防と連携をしている。火災や事故があった時に、消防に声を掛けてもらって一緒に立入検査に行く。老人が居住していると老人ホームと消防が判断するが、福祉部局に回ってきたときに「食事は老人が勝手に弁当を頼んでいる」と言われてしまう。近隣の住民からも高齢者が出入りしているが届出がされていないのではないかと連絡もある。消防と福祉部局での有料老人ホームの認識の違いがあり判断の基準に困る事がある。
逆に消防から福祉部局が判断をしてくれと言われる
元々サ高住が始まる前の住宅で、事業者としては一度認定を受けているので再度認定を受けなくても大丈夫という認識があった事業者がいることが最近判明した。
管理者の女性が「ただ住まわせてるだけ」「高齢者にお弁当を買ってきているだけ」と言い、頑なに有料老人ホームでないと言い張り、ご本人自身が理解をしてくれない。
消防と連携しているような事は今までなかった。他の有料老人ホームから情報をもらう事もある。
指導指針の人員基準では「サービス内容に応じた人員配置」とあるが、生活相談員と看護師は義務にしていな
い。他の自治体ではどうしているか。
サービス内容を見ながらシフト表等を出してもらっているが、夜間については特に1名配置を義務化している。
管理者1名しかいない住宅型があるが、指導しにくい。併設事業所から職員を出す場合もあり悩ましい。
指導しても拒否されると対応しきれない。従わなかったからといって処分できるものでもない。事故や事件が起きたらどうするか、と指導するしかない。
指針は指針でしかなく根拠にならないため、指導できない。
介護保険の指導と併せて実施している部署なので、指導指針での指導に迫力がない。身体や生命に係ることでは指導できるがしんどい。
30年改正の標準指導指針改正通知で、仮に多世代向けで1室だけ高齢者が入居し役務提供すればそこだけ届出をさせること、とあったが、届出をさせることが困難である。
実態の把握自体が難しい。
未届ホームで30室、65歳以上が半数いるところがあるが、届出をさせなければならないと思っている。
年間2,000件苦情・相談を受けているので、来年度以降に苦情・相談対応の委託も検討している。職員も疲弊してきている影響もある。
未届ホームについては近隣からの情報提供で把握し、事実確認に行き、そこで届出を拒否されたときにどう指導するかを知りたい。
設置者を説得して届出してもらったケースがある。
サービスを提供していない、と主張する設置者があるが、入居契約書や募集資料で確認した。
食事サービスは入居者が自由に契約しているから、と届出を拒否するケースもある。
インターネット上で有料老人ホームを標榜していることで届出を求めるケースがある。
有料老人ホームに該当しないように仕掛ける事業者もあり、対応が難しい。
地域包括支援センター等から細かく情報を得ることも有効である。
生活保護担当者には、未届施設に入居させないようにしている。
届出を受ける際、土地や建物に根拠当権が付いている場合があり、その場合にどう担保するか。
抵当権が実行されると対応のしようがない。

ホーム事業に関する抵当権なのか把握はするが、届出受理の関係では判断が難しい。
老人福祉法が改正されて、未届有料老人ホームなどの悪質なホームをホームページで公表して良いとなったが、公表をしている所は少ないと思う。また、どこからが悪質とするかの判断もあり、一定の判断は訪問しても対応しないとか電話にでないとかでよいと思う。公表した場合に、自治体は有料老人ホームに該当していると思っても、有料老人ホームに該当しない仕組みを作られていた場合に、訴えられる可能性もあるので、条例改正や要綱を作成していなければならないと思う。
件数が少ないので何とかやれている状況。サ高住のように有料老人ホームの情報開示も国でやってもらえばいいのと思う。
未届有料老人ホーム、無料低額宿泊所についてはどう判断しているか。現地に行って判断ができない。判断基準があれば教えて欲しい。
未届案件を有料老人ホームでないと判断をしたケースもある。入居者を高齢者に限定をしていなかったのも、仕方なかったのかなと思う。

当日アンケート結果

◆設問 1. 今回の意見交換会の実施方法について（来年度以降の開催に向けた改善点） 「非常に有意義であり、来年度以降も開催してほしい。」というご意見が多かった。 開催方法については、特に、検討テーマについて事前に示し内部検討を行えるようにしてほしいというご意見が非常に多かったほか、フリーテーマについて話し合う時間がもう少しほしい、他自治体の話が聞けて大変参考になったなどのご意見が寄せられた。
◆問 2. 今後意見交換したいテーマについて 今回のテーマであった「事業停止命令等の判断基準」「有料老人ホームの判定」「未届ホームへの対応」「行政処分について」等について継続してほしいとの意見が多かった。 これらの対応事例等について、指導監督参考モデルにどう取り込むか、もポイントになる。

※上記に関する個別意見

設問 1. 会議の運営方法、改善点等のご意見

自治体	意見
都道府県	自由に意見を述べる機会は重要かつ貴重なので、今後も継続して開催していただきたい。
	権限委譲した市町村も参加できるとよい。
	特に意見を出しやすい会議で改善すべき点はない。
	・時間を増やしてほしい。 ・県の参加を促してほしい。
	意見が言いやすくよい。
	議論が弾み、大変有意義な会議だった。人数的にもちょうどよい。
	他県の状況や検査方法等が聞け、大変参考になった。この意見交換会を引き続き実施してほしい。

	2グループのワークショップにし、発表しあうような形式でも面白そうだった。
	厚労省の通知文を踏まえて解説していただき、分かりやすかった。
	十分な時間を取っていただき有意義な議論ができた。
	他自治体との交流ができ、意見交換の時間があってよかった。
	今回のテーマは非常に参考になった。
	もう少し小グループ（5，6名）でもよい。
	フリーテーマの時間がもう少しあってもよい。
	机の間隔が広く発言が聞き取りにくかった。もう少し狭くてもよい。
	会場はできればJR沿線でお願いしたい。
	出席者間の横のつながりができてよかった。
	もう少し時間に余裕があればよかった。
	会場申し込みがフリーだったので、普段あまり情報交換しない自治体の話が聞けて良かった。県と市では目線や権限が違うので、別グループにしてほしい。
	設置者に提出を求める資料の統一化などがあり、意見交換会は有意義で継続してほしい。
	もう少しテーマを絞って実施した方がよい。
	1年に1回でよいので、継続的にこの会議を開催してほしい。勉強の場になる。
	今回の様な少人数のグループでの意見交換会を継続してほしい。
	意見交換の時間はもう少し長くてもよい。また、事前に聞きたいことを集めてもよいのではないかな。
	東北の担当者としては、北海道、東京開催よりも仙台市開催の方が助かる。
指定都市	虐待判断が難しいケースがあり、事例集のようなものがあればよいと考えていた。
	検討テーマがもう少し多くてもよいかなと思った。
	自席の前に参加者に見えるような自治体名のプレートがあるとよい。自己紹介はあったが聞き取れない方もいた。
	遠方からの出席者もいるので、午前中からの開催ができると十分な時間が取れると思う。
	大変有意義であった。
	設定外のフリーテーマの時間がもう少しほしい。
	事故報告様式についてももう少し掘り下げてほしかった。
	メンバーのアンケート結果を共有した方が意見を聞きやすいのではないかな。
	自由テーマの時間をもう少し取ってほしい。
	他自治体の意見が聞けて大変参考になった。
中核市	次回も参加させていただきたい。
	・指導監督といいながら指導（立入検査）に関する話がなかった。 ・有料（届出・調査）、サ高住（届出・調査）の部署に声をかけ広く意見を求めたほうが良い。

	議論のテーマを途中で知ることもあるので、先にある程度の落としどころを示してほしい。 (今回でいうと、届出時の文書削減のテーマについて先に国の方向性を知りたかった。) 公務員が自主的に文書削減を主張するのはなかなか困難なので。
	他の自治体の意見が分かり、とても勉強になった。県も出席していれば連携がとりやすいと思った。
	テーマ数を減らして深い議論をした方がよいと思う。
	大変貴重な機会だった。
	グループの自治体ごとの基礎データを一覧配布すると有意義かと思う。
	グループを同じ県内で分けるのもよいが、同じような人口やホーム類型のグループでもよいかと思う。
	初参加だったが勉強になった。他の自治体の考えが聞けてとても参考になった。指導指針の取り扱いが難しいと改めて思った。
	フリーテーマの際に事務局のご意見もぜひ伺いたかった。
	フリートークのテーマで、事前に希望を集め、多い内容を優先して検討するとより良い。
	参加者と情報共有したいので、出席者名簿がほしい。
	県と市町村とは立場が違うので、グループを分けた方がよいのでは。
	近場で開催してほしい。
	今回の実施方法がよい。
	意見交換が指導監督の参考のためか、国の方針決定にも影響を与えるか、によって議論が変わってくるのではないか。(文書削減につながるか、行政処分基準ができるのか、等)
	事業停止命令の処分基準が未だ示されていないので、どの自治体も二の足を踏んでいるのではないか。
	もう少し時間をとってほしい。貴重な機会なので1日がかりでもよい。
基礎自治体	自治体調査を基礎自治体にも実施してほしい。

(2) 今後意見交換したいテーマについて

自治体	ご意見
都道府県	・ 行政処分に係る標準的フローについて
	・ 今回のテーマを継続的に取り上げてほしい。
	・ 一般検査における検査手法の検討 ・ 指導内容の具体例について ・ ホームの防災について
	・ 指針不適合の事業者、どう改善指導をすればよいのか。
	・ 相部屋対応 ・ 料金の違いについて
	・ ホームの立入検査と併設居宅事業所への指導のあり方(介護保険部局との連携)
	・ ホーム併設の居宅事業所の考え方について。

	・未届ホームの指導方法 ・届出内容に対しどの程度まで指導するか。 ・ホーム数が増えすぎており、設置を制限できるような制度にならないか。
	・事故対応 ・設置届書類の精査方法
	・集団指導や研修の実施について ・立入検査の実施方法について
	・併設居宅事業所への指導について ・ホーム内での医療行為の取り扱い
	・立入検査の実施方法 ・苦情への対応
	・改正民法について
	・未届ホームへの指導について、継続的に取り上げてほしい。
	・提出資料について
	・届出が困難なケースへの対応
	・現場への実地指導方法について
	・老人福祉法における文言の明確化
	・サ高住担当課との業務分担や連携上の課題 ・（厚労省へ）サ高住の登録システムについて、有料老人ホームについても使えるようにすると数年前の全国課長会議で説明があり、早く実現してほしい。
	・立入検査の実施方法 ・サ高住についての他部局との連携、業務の仕分け ・災害対策、防災への取り組み（施設向けマニュアル、自家発電などの設備のチェックや調査）。
	・虐待対応事例の共有
	・事業停止命令後の入居者の具体的な支援方法を厚労省に聞きたい。
	・有料老人ホームと判定するためのスキームについて
	・未届ホームへの対応
	・行政処分の実施方法について
	・行政処分を行うに当たっての事実認定方法（証拠の集め方）について
	・ホームの判断基準について ・各自治体の未届有料老人ホームの傾向
	・未届ホームへの届出勧奨方法について掘り下げた意見交換
	・行政処分についてはどんどん意見が出てくると思うので、来年も取り上げていただきたい。
	・行政処分について
	・行政処分に関すること ・虐待に関する事例等

	・ 現在立入調査項目の見直しを考えている。指導指針に基づき項目を作っているが、現地確認が難しい内容もあるので、各自治体がどのように行っているか意見をうかがいたい。
	・ 立入調査について
	・ 行政処分の取扱いについて
	・ ホームの総量規制について ・ 未届ホームの情報交換について（県をまたぐ開設など）
	・ 具体的な指導事例に基づく検討
	・ 建築部局や消防部局との良い連携事例について掘り下げてほしい。
指定都市	・ 行政処分の基準 ・ 未届ホームへの対応
	・ 苦情が増加しており法令による指導ができるよう細則を定めてほしい。
	・ 苦情相談への対応困難ケースへの対応方法 ・ 事故報告について、報告すべき事故内容を明確に規定してほしい。
	・ 未届ホームの取り扱いについて
	・ 届出手続きの流れ ・ 指導指針に従った指導の程度
	・ 未届ホームへの指導
	・ 立入検査の実施方法
	・ 未届ホームの届出について法整備を検討してほしい。
	・ 届出文書の削減
	・ 無料低額宿泊所への対応 ・ 届出文書について ・ 指導指針不適合事項への指導方法について
中核市	・ 集団指導の実施方法について ・ 事故報告対応について
	・ ホームでのインフォーマルサービス提供について ・ 届け出制における改善命令等について（取扱いが難しい。介護保険法で取消しを受けた場合に有料へも何らかの処分ができるようにしてほしい。）
	・ 指導事例など
	・ 併設事業所で虐待が起こった場合の指導監督（行政処分）の流れについて
	・ 指導指針の拘束力について（居室面積が狭い場合に広げさせるなど）
	・ 未届ホームへの指導監督方法 ・ 指針不適合事項が生じた場合の、不適合事項の重説記載以外の指導、処分等
	意見交換の結果を法律や指導指針に反映してほしい。
	・ 立入検査実施方法について ・ 建築部局との連携について

	・未届ホームへの対応について ・住宅型ホームへの立入監査について
	・他部局と連携して住宅型に立入検査を行う方法
	・虐待については継続し、ゆくゆくは対応マニュアルを作ってほしい。 ・生保受給者向けの「特別料金」設定は必要悪であり、各自治体の落としどころを知りたい。

(4)「有料老人ホーム指導監督の手引き」増補版の作成

アンケート調査結果及び意見交換会の実施結果を踏まえ、指導監督の基本的な考え方や各自治体の様々な取り組みを収載した「指導監督の手引き」を本委員会において作成し、都道府県、政令指定市、中核市に送付することとした。

(内容については別冊。)

資料

「有料老人ホームの指導監督に関するアンケート」調査票

※2019年8月1日時点の状況を記入してください。（問1の事業所数の設問を除く）

1. 貴自治体について教えてください。

問 1 基本情報	
区 分	1. ☐ 都道府県 2. ☐ 政令指定都市 3. ☐ 中核市 4. ☐ 上記 2.3 以外の市町村（広域連合、市町村へ権限移譲している場合）
自治体名	
指導監督部署名	
ご回答者氏名	
メールアドレス	
連絡先	T E L . F A X .
所管する事業所数 (R1.6.30 現在)	有料老人ホーム【 】か所 サービス付き高齢者向け住宅【 】か所

2. 事業者を求める届出関係書類について

問 2 届出時の提出資料の内容を教えてください。	
老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく文書の他、自治体独自の届出文書(様式)があれば具体的にご記入ください。	
※様式をメールに添付してください。ただし、ホームページに様式を掲出している場合はその URL を以下にご記入いただければ添付は不要です。 (URL)	
問 3 書類提出を電子的な手段で受け付けていますか。	☐ はい ☐ いいえ
問 4 事業開始後、事業者を求める報告文書(様式)にはどのようなものがありますか。 (例: 情報開示一覧表、決算書類、事故報告書、等。(ただし、厚生労働省が実施する「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」やアンケート調査等の関係資料は除く。))	
※様式をメールに添付してください。ただし、ホームページに様式を掲出している場合はその URL を以下にご記入いただければ添付は不要です。 (URL)	

問5 自治体及び事業者の負担軽減を目的とする事務手続き簡略化の観点より、老人福祉法施行規則に基づく文書において不要と思われる文書があれば該当する文書の□ボタンをクリックし、その理由をご記入ください。

【老人福祉法施行規則に基づく文書】

- ☐ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
(理由：)
- ☐ 建築基準法第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
(理由：)
- ☐ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
(理由：)
- ☐ 施設の運営の方針
(理由：)
- ☐ 入居定員及び居室数
(理由：)
- ☐ 市場調査等による入居者の見込み
(理由：)
- ☐ 職員の配置の計画
(理由：)
- ☐ 前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
(理由：)
- ☐ 前払金の保全措置を講じたことを証する書類
(理由：)
- ☐ 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
(理由：)
- ☐ 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
(理由：)
- ☐ 医療施設との連携の内容
(理由：)
- ☐ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
(理由：)
- ☐ 長期の収支計画
(理由：)
- ☐ 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
(理由：)

問6 その他、事業者に提出を求める事務文書の効率化についてご意見がありましたらご記入ください。

問7 都道府県のみにお聞きします。有料老人ホームの届出情報について、基礎自治体(政令指定都市、中核市を除く市町村)への情報共有を行っていますか。

☐行っている ☐行っていない

(問7で「行っている」とご回答された方にお聞きします。)

問8 基礎自治体とはどのような方法で情報共有を行っていますか。

- ☐ 文書による通知
- ☐ ホームページへの公表
- ☐ その他

具体的に

問9 都道府県のみにお聞きします。指導監督上において基礎自治体とは連携を図っていますか。

☐図っている ☐図っていない

(問9で「図っている」とご回答された方にお聞きします。)

問10 どのように連携を図っていますか。

- ☐情報共有
- ☐会議の開催
- ☐集団指導の共催
- ☐監査の同行
- ☐その他

具体的に

3. 施設で入居者への虐待(虐待認定した事案に限る)が発生した場合の対応について

(問11・12・15・16については、政令指定都市及び中核市のみにお聞きします。)

問11 自治体として虐待事案への対応スキーム(通報から行政処分までの手続きの流れ)はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
※「はい」とご回答された方は、スキームをメールに添付いただくか、公表している場合は以下へのURLの記入かのいずれかでご対応ください。 (URL)	
問12 虐待が発生した事業者からの報告様式はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
※「はい」とご回答された方は、様式をメールに添付いただくか、公表している場合は以下へのURLの記入かのいずれかでご対応ください。 (URL)	
問13 都道府県のみにお聞きします。都道府県における虐待発生時の基礎自治体からの連絡や対応ルールを定めていますか。	☐ はい ☐ いいえ
(問13で「はい」とご回答された方にお聞きします。)	
問14 どのような対応ルールを定めているか具体的にご記入ください。	
問15 平成28年度から平成30年度までの間に、虐待における事業者への文書指導を行った事業所数は何件ありましたか。	件
※具体的にどのような指導を行ったか、指導概要を本調査票に併せてメールに添付いただきますようお願いいたします。	
問16 虐待が発生した事業者の改善への取り組み状況はどのように確認を行っているか具体的にご記入ください。	
問17 虐待事案に対応する上での課題がありましたらご記入ください。	

4. 施設で発生する事故への対応について

問18 事故が発生した事業者向けの報告要領(又は報告様式)はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
※「はい」とご回答された方は、様式をメールに添付いただくか、公表している場合は以下へのURLの記入かのいずれかでご対応ください。 (URL)	

問 19 施設で事故が発生した場合の、自治体としての対応スキーム（行政処分までの手続きの流れ）はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
※「はい」とご回答された方は、スキームをメールに添付いただくか、公表している場合は以下へのURLの記入かのいずれかでご対応ください。 (URL)	
問 20 自治体が事故対応を図る上で、業務上の課題がありましたらご記入ください。	

5. 行政処分の取扱いについて

問 21 平成28年度から同30年度までの間に、下記における行政処分等は何回ありましたか。	
①文書による指導（定期的な立入検査での文書指導は除く。特別検査や指導等に基づく場合のみ。）	回
②改善命令	回
③事業停止命令	回
※問21で②改善命令、③事業停止命令の処分を行ったことがある場合、処分概要を本調査票に併せてメールに添付いただきますようお願いいたします。	
問 22 都道府県のみにお聞きします。基礎自治体から、事件や事故等の発生時に、迅速な情報共有が図られていますか。	☐ 図っている ☐ 図っていない

（問22で「図っていない」とご回答された方にお聞きします。）

問 23 具体的にどのような点が課題になっていますか。	
問 24 行政処分を行う上で、他部局や、都道府県・市町村との連携上で、課題となっていることはありますか。	☐ ある ☐ ない

（問24で課題が「ある」とご回答された方にお聞きします。）

問 25 具体的にどのような点が課題になっていますか。	

（問24で課題は「ない」とご回答された方にお聞きします。）

問 26 連携を図る上で、特に取り組まれている事柄は何でしょうか。	
問 27 行政処分の実施において、課題や問題と考えられる点をご記入ください。	

令和元年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業)

有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する
実態調査研究事業報告書

令和2年3月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階



公益社団法人

全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL 03-3272-3781 (代表) 03-3548-1077 (入居相談)
FAX 03-3548-1078